

目次（廃棄済み項目を含みます。ご必要であれば、お問い合わせ下さい。）

質問受付日	項目名	コメント
20010727	公益法人営利転換の日程表の例	
20010726	公益法人営利転換の経緯	
20010725	既に保有している自己株式の消却について	緊急避難的な QA です
20010713	第三者から回収した売掛金について	
20010703	株式公開の公開引受人について	
20010701	監査役の常勤と非常勤の役割について	法律的に差がないのに、実務的には、差がありそうな分野です。
20010620	従業員の待遇についてアンケート用紙	
20010607	会社は他の会社の発起人になれるか	青臭い議論です
20010527	人格なき社団の運営経費の按分負担について	事業共同組合の前身としての組織に、このような例が多いようです
20010522	原稿料の源泉徴収について	
20010428	専門家の報告書について—社長の心得	次項の QA とともに、重要な点です
20010427	専門家の報告書について	
20010412	ベンチャーファンドからの脱退について	脱退は、難しい。そのため、法律で組合に存続期限を設けている。
20010411	有償の資本減少	払戻額が額面以下のケース
20010407	出資一口当たりの金額を超える出資額	
20010401	個人・法人の課税率比較表	個人でも法人でも、大差ありません。
20010330	ソフトウェアの会計処理について	「他勘定振替」の考え方です
20010328	役員改選議案の記載漏れ	実害のあまりない、緊急避難的な対応策
20010325	自己株式の購入手法	原則、法律違反をどうクリアするか
20010117	パートの源泉徴収義務について	実態は、違反が多いようです
20001018	会社の役員員数	
20001017	不動産の証券化への課税の可否	以下 3 問は、一連の QA です
20001016	不動産の証券化の内容	
20001015	土地信託への課税の可否	
20001010	会社分割の制度について	以下 6 問は、一連の QA です
20001009	会社分割の着眼点について	
20001008	会社分割の 2 方式	
20001007	会社分割の長所短所	
20001006	会社分割前の課題	
20001005	会社分割時の営業権の計上について	
20000929	外国株式の譲渡益課税	
20000924	ソフト開発費用の経理処理	
20000922	源泉所得税の表示の仕方	預金利息に係わる質問です
20000914	海外からの講演 演者 来日にかかわる費用について	とくに、任意団体などで、間違いの多いテーマです
20000913	株式譲渡契約書ヒナ型	
20000912	定期借地権の課税について	具体的な保障金の水準を試案しました
20000911	定期借地権について	3 類型を普通借地権と比較説明
20000910	日本進出には、支店か現法か	税務上の優劣は殆どありません

20000909	外国法人の日本支店における課税所得の計算	支店に課税ナシは、古い話です
20000908	外国法人の課税について	駐在員事務所の消費税の還付等興味深い
20000901	株価算定時の B/S は一の時点のもの	以外とミスしやすいものです
20000905	修正申告と更正について	究極の時には、思い出して下さい。
20000828	リベンジ税制について	民民相互取引に取引安全と禁反言の法則
20000826	監査役として監査の目の付け所	重大な視点が含まれています
20000822	主婦パートの 103 万円限度	工夫で 10 万円位は、ヒネり出せそうです
20000708	不動産証券化	劣後部分 (5%) の攻防といえます
20000613	税務署での閲覧申請	「委任状および閲覧申請書」のひな型あり
20000525	3 年前の決算書の訂正で、過誤納の還付は可能か	商法として正しくとも、税務が認めない典 型例です
20000516	税務調査官から具体的な理由のない根拠付けを主張されたら	落胆しない、ことが重要です
20000510	社会保険事務所への取締役会議事録の提出について	東京都も最近、提出の強制をやめたそうです。
20000327	自社振出小切手の資金化について	
20000326	外貨建外ジ ットカード 決済について	
20000323	購入金額別パソコンの税金計算	10、20、100 万円の区分毎に消耗品、修繕費、パソコン税制と分かります
20000314	アウトソーシング先から受け取るべき会計帳票について	アウトソーシングしても、その後どうしていいのかわからないのでは困りもの
20000311	海外法人からのソフト販売 消費税課税について	
20000310	海外法人からのソフト販売 源泉徴収について	
20000309	税率速算表 (個人・法人対比)	個人事業者が会社経営をしている場合に便利な表です
20000304	消費税の課税期間の特例について	
20000212	バンク対応 9 箇条	実務で、経験者から教えていただきました
20000105	有限会社の特徴	反響が多く、感謝の声も
19991126	中小企業の範囲について	
19991124	欠損金の繰越期間の延長について	法人と個人では差があります。
19991112	特別償却制度について	
19991020	郵便局へ提出した確定申告書について	
19991015	延滞税、加算税の計算	
19991014	法人住民税の還付金と充当について	
19991012	自社株は販促材料になりますか	ストップア ンション関連
19991008	源泉徴収ゼロは、認められるか	代議士事務所向けセミナーでのテーマ
19991006	借入金の名義書換	B/K からの要求に泣く泣く応じるケースがあり、切実な問題です
19991005	土地の転貸について	
19991004	役員報酬の相場	
19990930	事業税と住民税の充当について	
19990929	OCR 用紙について	
19990926	地代が無償の場合の借地権	

19990921	株式の売却	株式の償還です。公開準備中の会社から既存の株主が蹴落とされそうです。
19990920	株主の帳簿閲覧権	SOHO やベンチャーなどで第三者割当をする例が多いです。そんなときのリスクを理解できていない人が多い。
19990919	上場株の早期売却について	日経は特集を組むほどのテーマです
19990917	標準家庭の平均年収サラリーマンは、高率納税者	人々のいらだちを書きました
19990916	法人税の確定申告書の提出先	
19990916	法人税の申告期限の延長のメリット	税理士でこれに答えられる人は少ない
19990915	会社の整理方式について	社長が、常に意識するテーマです
19990907	グループ間の資金移動について	資金は起業の血液です。重要な観点です
19990907	SOHO が注目される理由	
19990907	相続税改正の動向について	
19990903	有形固定資産の償却方法の届出について	税理士でも、この手の申請について深い理解の出来ている人は少ない
19990901	青色申告は必要か	同上
19990901	確定申告書の提出期限の延長について	同上、利害が絡むことがあります。
19990901	源泉所得税の納期の特例について	キャッシュフローの観点からの回答です
19990901	法人税の確定申告書の書式および添付書類について	
19990901	法人税確定申告書に対する社長の捺印について	これも理解の出来ていない経理部や総務部の人が多い。
19990831	消費税の免税点について	
19990831	法人設立の届出書類	このような観点から税理士の仕事を考えると、税務署のメッセンジャーボーイ的な仕事をしており、とても、プロとしての仕事をしていない場面を感じます
19990824	税効果会計について	この観点から税効果を説明すると、批判もありますが、社長の理解は進みます
19990820	地代が無料の場合について	
19990802	特別償却制度について	
19990802	帰郷旅費について	株式公開審査でもテーマにならない部分ですが、最近の判例を取り上げてみました
19990731	最近の税務訴訟について	
19990731	PFI について	
19990731	各種届出書や事前申請書について	私の持論です
19990731	源泉徴収制度について	私の持論です
19990731	法人税の申告書フォームについて	税務署のメッセンジャーボーイ的な動きをする税理士では考えつかないことです
19990729	信託受益権の贈与について	
19990716	合資会社の社員が会社に対する債権を放棄した場合について	現実的な対応を提案したものです
19990709	土地の転貸について	
19990707	名義株整理の整理について	
19990701	購入と同時に寄付した土地の扱い	

19990619	パソコン減税の留意点について	
19990608	会社の設立手順について	
19990601	真正なる登記名義人の地位の回復登記について	
19990526	50 円額面の株式について	株式公開を目指す会社の総務部長の質問です
19990525	短期雇用者の社会保険について	軽作業派遣業者の注目する事項です
19990524	源泉徴収の税額表について	軽作業派遣業者の注目する事項です
19990523	源泉徴収税額表・日額表・丙欄について	軽作業派遣業者の注目する事項です
19990522	通勤手当は課税対象ですか	
19990521	定額通勤手当の扱いについて	
19990511	公的資格の人口について	
19990510	連結決算の必要性について	
19990509	事業譲渡とは	私の事務所のテーマです。けれども、商売にはなりにくい
19990430	人件費は外注費としての扱いは	税務的なリスクの高いテーマ
19990427	配当可能利益	某銀行のことです
19990426	外交員報酬の源泉徴収	
19990417	マンション建て替え時の税金について	
19990416	非上場株式の譲渡	
19990416	ベンチャー企業の分野別の問題点と対処策	
19990415	ビジネスプランの概要	
19990414	ビジネスプラン	
19990413	ベンチャー企業の成長段階別の問題点	
19990412	ベンチャーとは	
19990410	起業支援	
19990409	ベンチャー支援	
19990408	ベンチャー企業の課題と主な支援者	
19990401	企業行動憲章	
19990326	保証債務の履行に伴う不動産譲渡	
19990321	人事管理のリスク	人事部長の知りたいところでしょう
19990321	従業員の報酬	ストック オプションよりも先に考えるべきテーマです
19990317	合資会社の社員が会社に対する債権を放棄した場合	
19990312	職務技量等級制度	
19990312	リストラ後	
19990216	外国公館に勤務する者の納税について ー源泉不要	その後、平成 12 年になって大きな新聞記事を見ました。
19990212	法人設立のメリット	
19990131	昨年実績と今年の抱負	My Office です
19990128	減資の税務上の扱い	
19990110	海外の役務提供にかかる消費税	

公益公人の営利転換の日程について教えてください

(回答)

公益法人は、株式会社(有限会社などもOK)になることができます。現行法制上、可能な日程例を挙げてみますと次のとおりです。現物出資による方法に限定した日程です。

1. 寄付行為の定め(定款)に従って、変更可能な範囲内において、所定の期間で、所定の方法により寄付行為の定め(定款)を変更し、目的(事業)に必要な変更を加える。
2. 公益法人は発起人として株式会社を設立準備を開始すること。
3. 発起人は、現物出資に関する事項を定め、定款、株式申込書に記載するとともに、払込期日を定める。
4. 検査役の検査を受ける。
検査役は裁判所が向こうの都合で任命します。また、検査期間は、相当、長期間(最低3ヶ月)となります。
5. 公益法人の目的(事業)の変更により、「公益法人の目的に含まれないこととなった従来の事業」を株式会社に現物出資する。
6. 理事は、移転する債権の債権者に対し、債権譲渡の通知をする。
7. 理事および代表取締役は、承継されるべき債務の債務者から債務引き受けに関する承諾を貰う。
8. 理事は、労働契約の承継に関し、従業員の同意(せいぜい、民法625条第1項の承諾で可能)を貰う。
9. 株式会社は公益法人に対し現物出資の対価としての株式を発行する。
10. 公益法人が取得した株式は、速やかに処分すべきである(法務省民事局の見解)。その場合の対価は、適切な価額とすること。

参考として、商事法務研究会の出版物を利用して回答いたしました。

公益法人営利転換が急務と言われておりますが、どうして、そのように言われるのでしょうか？

(回答)

公益法人の営利転換については、次のような経緯をもって脚光を浴びてきました。

平成 8 年 7 月、当時の与党行政改革プロジェクトチームは、その事業内容が営利企業の事業と競合するにいたった公益法人について、営利企業への転換を求めること等を内容とする提言をまとめました。

この提言を受けて、同年 9 月、新たに「公益法人の設立許可及び指導監督基準」が閣議決定され、また、同年 12 月、政府の公益法人等の指導監督等に関する関係閣僚会議幹事会は、「公益法人の設立許可及び指導監督基準の運用指針」を申し合わせました。

「基準」によれば、事業内容が社会経済情勢の変化により、営利企業の事業と競合し、または競合しうる状況となっている場合には、公益法人としてふさわしいと認められる事業内容への改善等に向けて次の措置を講ずることとされておりました。

事業内容等について、対価を引き下げたり不特定多数の者を対象とする等により公益性を高めること。

新たに公益性の高い事業を付加すること。

これらの措置が講じられない場合は営利法人等への転換を行うこと。

「営利法人等への転換」にかかる必要な制度が整った後、所管官庁が監督上の措置を行い、その後 3 年以内に必要な措置がとられない場合は、設立許可の取り消しを含め対処すること。

なかでも については、制度が整い次第、強制措置となりますから、グズグズしていると、解散です。

ですから、公益法人によっては、株式会社への具体的な転換日程表を作っておられるところも多いと聞いております。

20010713QA 第三者から回収した売掛金について

販売先X に対する売掛金について、第三者A から支払いたい旨の申し出があり、回収方法としての留意事項は何か？

(回答)

きっと、以下の10番の「対応策」となるのではないかと思います。実務的には40番が多いようです。

(理由)

通常、20番をする理由はありませんし、30番では納品後まもなく支払うような正常な商売では考えられない支払方法だからです。40番は弱点を持ちながらも、実務的には多いケースです。

(説明)

債務の引き受けには、2つのケースとそれに類似する30番があります。

ケース	対応策	
10 販売先の変更	販売先Xへの発注書と納品書は、入金先Aとなるよう訂正をし、入金先Aから押印を貰っておく。 その際、理由をメモして保管する。	
20 債務引き受け	21 重疊的債務引き受け	販売先Xと入金先Aとの間で行われた契約書の写しを入手する。 写しの入手ができないときは、それを説明するメモみたいなものを作成して貰い、これを入手する 入手できないときは、最小限、自分で作っておく。
	22 免責的債務引き受け	同上
30 代位弁済	入金先Aから同意を求められますから、同意書の形で文書化して、写しを保管しておく。 同意とは、入金先Aは販売先Xに対して、代位弁済した金額において、将来、請求することになりますが、その際、Aの持っている求償権には、当社の同意が必要だからです。	
40 取り立て委任	販売先Xから、一方的に、当社に「取り立て委任状」を出して貰い、これを入金先Aに見せて代金の回収を図るというものです。請求書への添付という形を取ってもいいです。ただし、弱点もある方法ですから、Xが、取り立て委任をするかどうか疑問です。	

(具体的な方法)

販売先Xから、債務引受契約書の写しを貰い、第三者Aに対して、これを添付した請求書を発行する。でも、「債務引き受け」をするかどうかという点についても銀行としては疑問のあるところかもしれないので、どちらでも、Xに、任せてはいかがでしょうか。

公開請負人がいると聞きました。どのような方ですか？

(結論)

私も、「公開請負人」というコトバをよく聞きます。しかし、実際には、存在しないようです。

(説明)

「公開請負人」として、挙げられるのは、証券会社とか、マネジメントコンサルタントとか、公認会計士・監査法人です。

しかし、請負に失敗しても、責任を取ったという話は聞いたことがありません。従って、請負責任を果たせるか、どうかという意味で、「請負人」はいないと、申し上げます。

(事例)

つい最近も決算日近くなって、「貴社の原価計算制度が不正確なため、今期の公開申請は、延期してはどうか。つまり、延期する。」と監査法人から通告を受けた会社があります。

2～3年以前に「我が監査法人は、公開請負人である」とのセールストークを受けて、監査と公開支援業務を依頼したのですが、期末間近の通告で、一気に、公開が遠のいた会社です。

店頭市場に公開希望の会社は、一般に、売掛金管理と在庫管理がシッカリしていれば、問題なく、公開をクリアできると言われておりました。その2点のうち1点が未整備状態でありながら、ギリギリの決算日間際まで、ダンマリだったそうです。

さらに、通告をしても、一切の責任を取ろうとしなかったそうです。そして、もう1期の監査契約と公開支援契約の締結要請をしてきたそうです。

(教訓)

私が相談を受けても、その人(法人)に依頼したことがまずかったとしか、言いようがありません。たいていは、このように責任を取りませんから、その意味で、「公開引受人」なんて存在しないと申し上げました。

公開は、たいていの社長は、はじめてですので、依頼する人(法人)の人選には、責任をどのように取るのか、具体的な説明のできる相手先をお選び下さい。

ご自身のご商売では、けっこうシビアにやられていても、内部管理など、公開準備については、無頓着な契約をされる傾向があるようです。

少なくとも、公開支援を依頼する方からの紹介されて内部管理者のいる場合、その方が、人選と契約をしますから、社長の役割は、軽減されるどころか、より強く、内部体制の整備状況について、留意されることが望まれます。

20010620QA 従業員の待遇についてアンケート用紙

重量員の待遇について、検討するための、契機になるようなアンケートひな型はありますか？

(結論)

受け売りのアンケートプランですが、次のようなものは、いかがでしょうか。

従業員待遇について質問

項目	内容	顛末
1 本音	誰を、どの給与体系に位置付けるのか決まっていますか	
	どのようなキャラクターの人が経営管理層に入ってきてもらいたいですか	
	どのようなキャラクターの人が経営管理層に入ってきてもらいたくないですか	
	どのような年齢の人が現場の従業員として欲しいですか	
	どのような年齢の人が現場の従業員として欲しくないですか	
2 仕事の中身	自分一人だけで、完結する仕事はありますか	
	仕事には、他人を管理する仕事部分を含んでいますか	
	仕事には、どれくらいの経験が必要ですか	
	仕事の経験は、どのレベルで、それ以上の向上は望めなくなりますか	
	1日程度の経験さえあれば、特に経験の必要でない仕事はありますか	
3 仕事の水準	仕事をする人に、してもらいたい仕事水準はありますか	
	上司の方はご自身が理解している、仕事別に水準を明示して下さい	
	理解がなされているとしたら、たいていの中堅企業であれば、仕事の種類はせいぜい、5種が限度と思われるが、仕事の種類を5種以下で挙げてください	
4 人件費の理解	時間外手当をどう考えていますか	
	給与体系は一本か、中央地方の2本立建てのどちらが望ましいですか	
	人件費総額を抑えるのか、減額するのか、増額を認めるのかですか	
5 給与制度の名称の理解	職能給と職務給を2行程度で定義してください	
	職能給と職務給の併用制か、職能給から職務給へ一斉転換かどちら	
	実績に見合う給与支給を考えているが、実績測定はどのようにするつもりですか	
6		

20010607QA 会社は他の会社の発起人になれるか

会社は他の会社の設立発起人になれるか？
他の会社の発起人になるのは、なるのは、会社がいいのか、それとも、社長個人がいいのか？どちらでしょうか。

(回答)

社長個人が、他の会社の設立発起任意なられるのが、よろしいかと思えます。

(理由)

手続的には、会社が発起人になるときは、会社の代表者印の印鑑証明と、会社の資格照明(会社の登記簿謄本)の2種類の書類が必要ですが、個人であれば、実印の印鑑証明だけで済みます。

もっと詳しく言いますと、会社の資格照明とは、貴社が、新たに設立する会社の「発起人たりうる資格」です。

厳格に言えば、貴社の定款目的に「新規設立する会社の発起人になることを事業目的として記載しているか」ということです。通常、そのような定款規定はありません。

(注意)

100%子会社とか、1株しか引き受けないケースとかあると思います。あるいは、設立後の会社を買収するのと、設立との差はどうするかとかの議論はありますが、無難な道としては、社長個人が発起人となることです。

昭和36年6月9日民事局長回答を参考にして、回答しました。

20010527QA 人格なき社団の運営経費の按分負担について

いくつかの同業企業が集まって、製品頒布のための販売店向け頒布用雑誌を毎月制作し、費用を按分負担しております。なお、法人格はありません。

(回答)

ご質問の組織は、商法における法人登記のなされていない、いわゆる「法人格のない社団」とよばれる組織です。商法上はともかく、税務上は、法人と扱われます。つまり、法人税の課税を受ける組織となります。

貴組織が収益を生む場合、法人税の課税を受けます。事業税や法人住民税(東京都の均等割りは7万円)もあります。

収益事業とは、営業活動により収益のもたらされる事業の外、結果として収益のもたらされる事業に該当するかもしれません。

ですから、税務署の言う「収益事業」の判定については、個別にケース別に判定した方がよさそうですので、そのときは、お尋ね下さい。

なお、予想される事業としては、「印刷業」か「出版業」あるいは編集や監修等を引き受けているとみなされて「請負業」、出版物の取次をしているとみなされて「物品販売業」か「問屋業」などが該当しそうです。

また、税務上、法人とみなされた場合、年1回決算をすることが強制されます。仮に、決算日を決めていない場合、税務署長が強制的に決算日を決めてしまいます。

20010522QA 原稿料の源泉徴収

原稿料を支払いますが、源泉義務はありますか？

(回答)

源泉徴収義務がありますので、源泉徴収をして下さい。

居住者は10%で、非居住者は20%の源泉徴収となります。

	個人	法人
居住者	源泉税 10%	源泉不要
非居住者	源泉税 20% 源泉税率軽減の可能性あり (20% 10%)	源泉税 20% 恒久的施設を保有し、国内で申告をしている場合は、源泉免除の可能性あり

徴収後の源泉税額は、翌月10日までに納めて下さい。給料や報酬のように年2回納付(納期の特例)をしている場合であっても、特例対象となる項目ではありませんので、ご注意下さい。

(追加説明)

原稿料ですから、個人への支払と思います。個人の内、日本国内に居住する人と、それ以外の非居住者について分けて説明します。

居住者と非居住者との区分は、住所ないし居所が実際に国内にあるかどうかにより判定します。「継続して1年以上居住することを通常必要とする職業についている」ことは、この判定要素となります。

例えば、在日の外国人野球選手は非居住者となります。同様に在米のイチロー選手も米国では非居住者(日本の居住者)になるかと思えます。

蛇足ですが、居住者か非居住者かの区別は、国籍や在留年数(入国ビザ)には関係ありません。

蛇足2 原稿料の支払先は、個人であるか法人であるかは契約によります。

20010428QA 専門家の報告書についてー社長の心得

専門家の（例えば、コンサルタント）報告書の受領にあたって留意すべきことはありますか？
特に、社長として、気をつけることはありますか？

（回答）

最高意思決定者は、報告書の報告会に出席することよりも、部下に出席させて、部下からの報告書を読むようにして下さい。

専門家の報告書は、貴社の実情を把握して将来の設計のための材料となるものです。
仮に、最高意思決定者が理解できなくとも、手足となって動く人が理解できる内容であれば、いいのですから、最高意思決定者は、部下の理解不足の点がないかどうか確かめる質問をして、奮起を促す程度で十分です。

20010427QA に回答した程度のチェックリストは、会社として備えているかどうか、検討して下さい。

最高意思決定者の仕事は、専門家として誰を起用するかの決定と、その専門家の報告書を社内の者がどれだけ理解したかを確かめることです。

専門家とやり合うことや、専門家から直接、報告書内容を聞くことではありません。
その報告を聞いてどう感じ、どう行動しなければならないかの社内の決意を問いたすことが社長の仕事であることを忘れてはなりません。

専門家の主催する報告会などの会場が、正装を要求する場所であったり、自分では到底出入りしないだろうと思われる会場や飲食点であったり、用意された食事もビジネスにふさわしからぬ重厚な装いはありませんか。言わずもがなですが、最近、散見される例です。

専門家の（例えば、コンサルタント）報告書の受領にあたって留意すべきことはありますか？

（回答）

専門家の報告書は、専門家にとって商品です。ですから、貴社におかれても通常の商品購入にあたっての留意事項と大差はありません。

貴社にとって、依頼目的に合致した結論を導き出しているか、仕様と体裁は貴社のファイル管理に適しているか、入手してからの使い勝手はいいか、納品日に間に合っているか、依頼者の名称が明記された報告書となっているか、商品としてのクレームに関する受け付け担当者は明示されているかなど、になるかと思えます。積極的に、商品としての報告書のスペックを指定して下さい。

（説明）

以下に、報告書の内容、体裁、の観点から説明します。

1. 依頼目的に適う結論が導き出されているか。
2. 報告書は、起承転結が明瞭な文章の形となっていますか。
3. カタカナ多用はないか。
カタカナが多い場合、それらは、十分にこなれていない語句かもしれません。
そのような報告書では、貴社と専門家側と思惑のズレが、発生し易く、やはり、責任の所在がボカされた報告書となってしまいます。
4. 社内担当者からのヒアリング結果について専門家側の独自の判断をして、信頼性や妥当性ないし適合性を判断し、その結果、報告書のような結論に至ったとする文章構成となっていますか。
例えば、「貴社の 氏に聞いたところ×××だったから、 だ。」式の記述であれば、仮に、報告書の結論が誤っている場合、そのような記述は、専門家側のリスクヘッジとなるだけで、支払ったプロフェッショナルフィーが無駄です。
5. 貴社の標準的な文書ファイルの体裁が、「A4 版縦・横書き」あるいは、「A3 版横・横書きで左閉じ」であれば、それに合わせた報告書となっていますか。
6. 報告書には、要約したサマリー、さらに再要約したエグゼクティブサマリー、が一式となっていますか。
報告書は、専門家側の都合でボリュームが決まります。しかし、サマリーやエグゼクティブサマリーのページ数は、依頼者である貴社が決めます。決め方としては、ページ数を十分の1ずつ減少させるという決め方でもいいかもしれません（報告書本体は 100 頁、サマリーは 10 頁、エグゼクティブサマリーは 1 頁）。チャートは、自から見る報告書は、紙 1 枚に要約することを要求しました。エグゼクティブサマリーとは、そういうものです。
7. 目次ないし章や項目番号は、生物学で言う綱・目・科や、予算で言う部・款・項・目、毎に、1, (1), などを使った表現よりも、例えば、次のような採番方法が見やすいようです。目次ないし章や項目番号は、3 ないし 4 桁表示とし、部は千番台、款は百番台、項は 10 番台、目は 1 番台という採番方式です。
8. また、1 行当たりの文字数、1 ページ当たりの行数、文字の大きさも貴社にふさわしい仕様になっていますか。統一させて、各コンサルタントの比較を容易にしましょう。
9. カラーの報告書には、後日の回覧のための白黒コピーを想定した表記がされていますか

20010401QA 税率速算表（個人・法人対比）

会社で上げた利益を報酬として受け取るか、会社に留保しておくか。
前者は個人所得税が課税され、後者は法人税が課税されます。
個人と法人と、どちらで課税を受けるべきか、留意点を教えて下さい。

（回答）

仮に、ある事業から生まれる利益について、法人か個人かの何れの課税を受けるべきか、判断できるのでしたら、次の表を参考にして決めて下さい。

おおざっぱに言って、利益が3000万円を超えない限り、個人所得税として課税を受け、それを超えるときは、法人税として課税を受ける方がよさそうです。

但し、個人への課税が多いと言っても、6.34%だけ割高なので、個人の恩典（各種控除額など）を考慮すると、過大役員報酬による法人税課税の危惧はあるものの、結論として、どちらでも、大差ないといえます。

蛇足ですが、支給額水準を決定する資料として、財務省公表数値を基礎とした業種別・資本金額の役員報酬・賞与の支給額実績資料があります。必要であれば、ご連絡下さい。

（理由）

平成12年分の実質ないし実効税率は、次のとおりです。
住民税均等割りは、比較するうえで、無視しております。

（単位：％）

所得 万円超 万円以下	所得税 + 住民税 実質税率	法人税 + 住民税 + 事業税 実効税率
200	15	29.33
200 ~ 330	17	
~ 400	23.9	30.84
330 ~ 700		
~ 800	25.9	40.86 (資本金1億円超の会社は金額の多寡に係らずこの税率のみ適用)
700 ~ 900	34.4	
900 ~ 1800		
~ 3000		
~ 5000		
~ 8000	46.5	
1億円 ~	47.2	

（この内、所得税は概ね 2/3 相当です）

（説明）

判断上の留意事項は、次のとおり。

1. 利益と課税所得とは、似ていますが差異があります。
2. 個人には、所得控除（基礎、配偶者、扶養者、給与所得控除など）がありますから、利益として差異はなくとも、所得金額としては法人と個人とで差異があります。
3. 所得は、個人の方が各種控除分だけ、少なくなります。

ソフトウェアの他勘定振り替えは、製造原価報告書上ですべきではないのか？

(回答)

貴見の通りの会計処理も考えられますが、明文上の明確な規定を欠いておりますので、損益計算書上での他勘定振り替えも、また、認められるものと考え、開示をしております。

(理由)

従来、資産処理していた部分は費用処理し、従来、資産計上か費用処理か悩んだ部分は資産計上せよ、という方針変換には、最初かなり面食らうことでしょう。(2000年会計入門より)

「研究開発費及びソフトウェアの会計処理に関するQ&A」によれば、「製品マスターの制作原価を製造原価に含め、製品マスターの制作仕掛品及び完成品を無形固定資産へ振り替えることにより製造原価から控除する」とされております。しかし、製造原価は製造原価報告書から控除せよとする明文規定ではありません。

財務諸表規則第75条の解説本(松土陽太郎著)にもあるような製造原価報告書から当該制作原価を控除(他勘定振り替え)することも考えられます。しかし、その方法は、昭和46年証券局長通達、昭和49年財務諸表規則改正に係わる解説として、研究開発費を製造原価報告書上で控除(他勘定振り替え)する例でした。当時の研究開発費は、上記のとおり、現在の資産計上すべきとされる研究開発費と性格が異なります。

結局、一般論として、製造原価報告書から控除するやり方もありますが、一概に損益計算書から控除する方法が否定されたわけではありません。むしろ、製造原価報告書そのものが不要とする考もあろうかと思えます。

なお、平成11年から導入されたソフトウェアの会計処理に関して、開示手法が蓄積されてきたとして、公開申請時に東京証券取引所から何らかの打診があれば、製造原価報告書の存否を含めて是正策を講じてはいかがでしょうか。

役員改選について、議案提案をしていない場合の、対処策について。

(回答)

事前対策

株主総会への出席者予定者に対し、記載漏れのあったことをお詫びし、法律上第1回の定時総会終結時に役員改選が必須と法定されている旨、どうしても決議しなければならない理由の3点を事前説明しておく。当日、予定外の出席者に対しては、開催時刻までに根回しする。

(説明)

当日のやりかた

総会席上では、「次に役員改選のご承認をいただきたい」「については、全員留任にご異議ございませんか」「ご異議がございません様ですので、全員留任とさせていただきます」として、総会を締める。

その理由

総会議事録に、失念したことを記載しない様にするため。なお、役員改選を、事前対策の段階で2号議案として説明するのであれば、当日の総会席上で「次に、2号議案に移らせていただきます」とすることもあります。

(総会での想定問答集)

議案にないことをすることはできないでは？

法律上、最初の役員の任期は、設立後1年以内の最終の決算期に関する定時株主総会の集結の時までとされており(商法第256条、第273条)第1回の定時総会終結時までの役員任期となっており、避けて通るとはできない。その点を、ご理解いただきたい。

もし、ここで、決議できないときはどうなるのか？

いわゆる「権利義務承継の役員」として、現行役員が従来と同じく、役員を続行します。(商法第258条第1項、第280条)けれども、直ちに、臨時株主総会の招集の手続に入らせていただき、最短で、4月13日(金)には、臨時株主総会を開催して、役員改選のご承認を得る手はずとなるかと思えます。

20010117QA パートの源泉徴収義務について

年末徴収に当たって、パートの方のパート代については、源泉徴収をしていませんでした。しなければなりませんか？

(結論)

源泉徴収をしなければなりません。

源泉徴収は、「給与所得の源泉徴収税額表」に基づいてなされます。その際、場合によっては、源泉税額がゼロとなり、結果的に、源泉徴収を受けなかったような形になることはありますが、源泉徴収免除というわけではありません。

(理由)

我が国の国民であれば、2つの例外をのぞいて、必ず、源泉徴収を受けなければなりません。例外を簡単に言うと、一般家庭のお手伝いさんや、外国公館に勤務する人は、源泉徴収を受けなくてもよいことになっております。

(説明)

源泉税額がゼロとなる人は、「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」を勤務先に提出した人で、その月の給与金額が少ない人です。

「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」を提出していない人は、金額が少ない人であっても、最低でも、給与金額の5%の源泉徴収を受けることになります。

ご質問の場合、年末調整時期になってパート代の源泉義務を判定するくらいですから、会社は、「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」の提出を受けていないようですので、源泉徴収義務違反となっている可能性があります。

今後、加算税や、延滞金の支払いも要求されるかもしれません。

不動産の証券化をしたのですが、税金はかかりますか？

(回答)

税金がかかります。

譲渡益課税(売却益の26%)(法人なら通常の法人税課税)

不動産の登録免許税(固定資産税評価額の5%)

不動産取得税(固定資産税評価額の4%)

(説明)

不動産の証券化は、次の2段階から構成されます。第1段階では、課税はありません。しかし、不動産の証券化とは証券の転売目的ですから、必ず、第2段階に進みます。したがって、課税があると、回答しました。

1. 不動産の信託
2. 信託後の受益権証券の売却

通常、不動産の証券化を展開する人(会社)には、損失の穴埋め目的や、売却益を相殺できる累損があったりする場合です。

特に、理由もなく、不動産の流動化を進めても、登録免許税や、不動産取得税がかさみます。

(近況)

不動産の証券化は、資産スリム化を急ぐ企業が保有不動産の圧縮と資金調達を同時に実現できる手法として、活用する例が多い。つまり、リストラ原資の確保目的です。(平成12年4月11日日経紙面)

建設省は、平成13年4月施行の税制改正の要望事項として、税制優遇を挙げています。(平成12年9月24日日経紙面)しかし、現在のまでのところ改正の動向は見えておりません。

従来、投資信託の投資対象が株式や債券に限定されていましたが、本年11月1日から、実物不動産(マンション、オフィスビルなど)に解禁されます。しかも、来年3月を目処に東京証券取引所に不動産投資信託の市場が創設される見通しです。

20001016QA 不動産の証券化

不動産の証券化について、教えてください。

(回答)

投資家から集めた資金でマンションやショッピングセンターなどの不動産を購入し、主に賃貸収入を原資として還元する金融商品。主に、法人格をもつ投資ファンドが資金を集め、運用会社に委託する方式が多い。

不動産に投資すると言っても、配当の原資は、物件価格の値上がりには頼らず、あくまで賃料収入が中心。仮に、物件価格が下がっても配当には直接反映されることはない。リスクもリターンも中程度といわれる。(日経紙面から)

不動産信託のポイント

項目	内容
1 目的	資産スリム化を急ぐ企業が保有不動産の圧縮と資金調達を同時に実現できる手法として、活用する例が多い。
2 形態	投資家から資金を集める主体による区別としては、会社型、証券会社型、信託銀行型があります。
3 新規性	会社型不動産投資信託は、本年 11 月に解禁されます。この形式ですと、来年 3 月解禁の上場も狙えます。
4 米国事情	米国における不動産投信は、REIT (リート) と呼ばれ、99 年末の時価総額は 1200 億ドル (13 兆円) を超えております。

会社型の不動産投資信託の組成

	不動産の保有人	信託銀行	仕掛(企画)人	投資家
1 不動産の移転	信託銀行に不動産を信託する	不動産の信託を受ける		
2 信託契約	信託受益権証書を受領する	信託を不動産について、信託受益権証書を発行する		
SPC 設立			SPC 会社を作る (海外に作ることもある)	
3 信託受益権の譲渡	SPC 会社に信託受益権証書を譲渡する		SPC 会社が信託受益権証書を購入する	
4 投資資金の導入			信託受益権証書を見合いに株式と社債を発行する	株式や社債を購入する
5 運用委託			不動産管理業務を運用委託する	
6 最終				無期限

20001015QA 土地信託への課税について

土地を信託します。課税はありますか？

(回答)

課税はありません

(理由)

信託契約の締結は、信託財産として所有権が移転する法律形式ではありますが、税務上は、実質的な所有権の移転はないものとみなしたて、譲渡益課税はありません。

従って、仮に、信託期間中の配当金収入があったとしても、信託前の土地所有者に不動産の賃貸収入があったものとみなして、課税します。

(注意)

なお、土地の信託契約締結してから、信託財産の譲渡、具体的には、信託受益証書の譲渡がある場合は、不動産の譲渡と同じ扱いとなります。つまり、譲渡益課税があります。

20001010QA 会社分割の制度について

会社分割の制度について、教えてください。

会社分割は、経営の効率化、収益性の追求のために企業単位あるいは、グループ単位で経営資源を大胆に再編し、資産、負債の分割による別会社化、その別会社と他社との統合にまで踏み込むという戦略です。

(経緯)

12年5月24日、企業再編法制が整備が完了しました。これに至る経緯を示します。

1997年	持ち株会社解禁
1999年	株式交換制度の導入
2000年5月	会社分割制度のための商法改正と労働契約承継法の成立
2001年1月	会社分割制度を創設し、施行開始

分割形態

1	存続分割	営業の一部を分割して新会社を作る
2	新設分割	新たに設立される会社に分割される
3	吸収分割合併	営業の一部を分割して、既存の会社がこれを、吸収する
4	新設分割合併	一部を分割して他の会社又は他の会社の一部とともに新会社を設立する

法的な分割方法

	項目と商法条文	分割された営業の取り扱い
1	現物出資して、新会社設立(商168-1-5)	設立時に現物出資
2	新会社を設立し、その後、新株発行をさせて現物出資する	設立後の会社への現物出資
3	財産引受(商168-1-8)	設立以前に、発起人が他の会社から購入する売買契約
4	事後設立(商246)	設立後の会社が、他の会社から購入する売買契約

(新聞記事等)

企業の事業再編が容易になり、発展性のある事業部門に集中できることから産業界は柔軟な経営戦略をたて易くなる。(5月24日日経)

他社との事業統合(有料部門の独立、不採算部門の整理)手続が、大幅に短縮されました。これにより、他社との事業統合が進めやすくなり、経営の効率化や国際競争力の強化につなげることができます。(5月22日日経)

企業の事業再編を容易にし、有力な事業部門に資源を集中投入できる。

20001009QA 会社分割の着眼点について

分割に当たっての、着眼点を教えてください。

(回答)

ある方の考え方の受け売りですが、以下に、ご紹介いたします。

項目	内容
1 恩恵	分割が、周辺の人、会社に対し何らかの恩恵を与えるものでなければならない。 (親会社、債権者、取引先、フランチャイズ本部、その他)
2 トレンド	分割が、世間のトレンドに反しないものでなければならない。世間のトレンドは、分割法案の成立をみたが、そこでの意義や法案趣旨が参考になるう。
3 維持継続	分割が、数年で反故とせざるを得ないものであってはならない。難しいテーマだが、少なくとも、ポスト増設やモラルの向上といった、コスト増や費用対効果の測定しにくいテーマは、第一義的には取り扱わない。
4 リスク回避	分割が、将来のリスク回避などの目的にかなうものであること。 企業文化の同じ人の集団では、リスク回避力に限界があるし、情報収集するにしても、ソースが似通ってしまい、結局は、情報の作り手の意のままにされてしまうおそれがある。また、出店のための有利な立地を確保するためにも、広く提携することが、フードビジネスの最重要課題と言える。
5 分割にとらわれない	自社のコストやサービス面での充実のための提携、合併などを選択肢として取り上げることも必要となっている。
6 アウトソーシング可能	分割されることにより、従来、社内業務であった総務・経理・人事・企画・内部監査の各業務のアウトソーシングが可能となり、社内ルールとして生ぬるかった、書類整備や、期日厳守、報告書作成が有料化と、品質水準の向上が図れる。
7 共同事業化	大手商社の総務部門の共同化や、KFCとワタミフードサービスの店舗メンテナンスの共同事業化が報道された。 分割することにより、ある会社に、各業態の店舗の巡回監査を担当させることができる。こうすることにより、店頭メンバーとの世代格差をある程度、生かした巡回監査要員の充実と効率配置が見込めるし、要員は、FCBの余剰人員吸収の受け皿とすることもできる。なお、店舗巡回監査の会社も別会社組織であり、採算重視のため、受け皿とはいっても、掃き溜めの意味合いではない。そぐわない人員は、当然、降りていただくこととなる。

20001007QA 会社分割の長所短所

会社分割のメリット、デメリットを教えてください。

(回答)

	メリット	デメリット
1	税負担の軽減。損金算入枠拡大するから	損益通算が出来ない
2	貸倒引当金の繰り入れ限度額が増加する	未実現利益に課税される 従来、社内取引とされていたものが、グループ内取引であっても、独立法人間の取引として扱われるから。
3	軽減税率の適用ができる	ややもすると役員が多くなり、役員賞与として扱われる額が多くなって、損金算入額が増加する。
4	住民税の軽減 大きな資本の会社が、各地の支店の均等割りを負担するよりも、小さな会社で支店のない方が、住民税の負担額が少なくなることが多い	子会社からの配当であっても、受取配当金の益金不参入の取り扱いがあるといえ、これは負債利子控除後であり、少ないとはいえ、通常、課税部分が生じる。
5	不採算部門の切り放し	資金・資産の無償や低廉貸与が認められない
6	規模肥大化による硬直化からの脱皮	検査役（裁判に任命）の検査が必要になる煩雑さがある

20001005QA 会社分割時の営業権の計上

既存の事業を分割し、事業毎の採算重視の経営をしたいと考えております。
会社を新設し、そこに、営業譲渡の方法で事業を移転します。その際、営業権が計上されますが、

(回答)

一般論として、資産の購入の対価は、客観的に妥当と認められる評価額をもって購入の対価とする。

購入の対価と認められない場合は、寄付金となるか、資本等取引となります。

(説明)

寄付金(消5-2-14)

名目の如何を問わず、実質的にみて資産の譲渡対価を構成すべきものがあるときは、これを譲渡対価に含める

営業権(消5-7-8)

法令、行政指導等の規制に基づく権利を例示列举

対価を得て行われるの意義(消5-1-2)

反対給付が存在していることが必要であり、無償による譲渡は対象外とされております。また、「みなす」とは、法令の力で、事実を確定してしまっ、その基盤の上に、法令を適用するというものです。

資産(消5-1-3)

取引の対象となる一切の資産をいいます。

資産の過大評価による受入を否認にした場合の処理は、決められています。(法4-2-7)なお残額があるときは、合併法人の利益積立金額から控除することになります。

20000929QA 外国株式の譲渡益課税

米国の非上場株式の購入と売却に関する課税を教えてください。

(回答)

源泉所得税

個人の場合

わが国の株式を売買したのと同様の扱いです。

従って、日本の証券会社を通じて、上場株外国株式を売却すれば、申告分離課税方式か源泉分離課税方式かのいずれかを選択することが出来ます。また、海外の証券会社を通じて海外委託取引による非上場外国株式の売却でも同様です。

なお、非上場株の売却であれば、源泉分離課税方式のみとなります。

法人の場合

申告分離方式のみの適用です。

(まとめ)

1	売り主	個人	法人	個人・法人
2	上場非上場	上場		非上場
3	申告分離課税 (売却差益の26%課税)	可		
4	源泉分離課税 (売却額の1.05%課税)	可	不可	

株式譲渡益課税

アメリカにおける外国税額の譲渡益は、アメリカでは非課税のまま、日本における外国税額控除の適用上は、その3分の1を国外源泉所得にあたるものとして計算することが出来ます。

つまり、このような非課税の国外源泉所得については、控除税額の計算の基礎となる国外所得金額の計算上、その3分の2を除外することになっています。

法人税法施行令142条3項にいう「外国法人税が課されない国外源泉所得」に該当しているからです。

20000924QA ソフト開発費用の経理処理

ソフトウェアの取得価額は、平成 12 年 4 月 1 日より無形固定資産として資産計上することが税務上、強制されました。この点について、説明して下さい。

(回答)

- ソフトウェア開発のあらまし 101 販売用ソフトウェアの開発
 102 受託品システムの開発・サービス提供
 103 自社のシステム開発(従来、資産計上は非強制)

- 対策ポイント 101 資産化対象範囲
 102 開発費用の計量化
 103 償却開始時期

開発工程と作業内容 (日本ユニシス㈱の例)

	工程名		作業内容(概要)	資産化の要否
100	企画・検討		101 の問題点や課題の洗い出し・分析 102 目標や効果の検討 103 実現性(費用対効果、IT技術など)検討	開発前の可否判断領域,非原価
200	システム設計	210 要件定義	211 システム化の範囲と機能の定義 212 ユーザーインターフェース要件の定義 213 コンバージョンや移行要件の定義 214 前提となるIT技術や開発手法等の定義	必要
		220 論理設計	221 機能の分析・詳細化 222 業務モデルの作成 223 ユーザーインターフェースモデルの作成 224 IT技術や開発手法の決定	同上
300	システム開発	310 物理設計	311 データベース設計 312 アプリケーションプログラム構造の設計 313 ユーザーインターフェースの設計 314 システム制御・運用管理の設計 315 システム導入とテストの設計	同上
		320 プログラム開発	321 構築チームの編成と開発準備(環境、標準量、部品調達など) 322 システム開発と単体テスト 323 移行、運用などのサブシステム開発と単体テスト	同上
		330 プログラムテスト	331 統合・システムテストの準備(計画書、データ、環境など) 332 統合・システムテストの実施と評価	同上
400	導入		401 データとプログラムの移行 402 試行本番の準備、実施、評価と対応 403 本番開始の準備	同上

税務通信を参考にして、回答しました。

20000922QA 源泉所得税の表示の仕方

会社が、預金利息を銀行から貰うとき、源泉所得税として20%の源泉をされます。この源泉所得税について、経理面と、申告面とから、扱いをご教授ください。

(回答)

以下のとおりとなります。

ご質問の預金に係わる、源泉所得税は、性格には源泉所得税(15%)と住民税利子割(5%)都から構成されています。

仮に、預金通帳に80円の入金があった場合の処理について、説明いたします。徴収時とは、預金通帳に記載されている日付です。

徴収時	：	預金	100	/	仮払金	100
		仮払金	20			
決算時	：	法人税及び住民税	20	/	仮払金	20

源泉所得税や住民税利子割の徴収は法人税と住民税の概算納付(前払いのこと)ですから、損益計算書上、これらは、「法人税、住民税および事業税」に含めて記載するのが正しいと考えられます。

販売費及び一般管理費のなかの、「租税公課」で記載する税金は、事業税、固定資産税、消費税、自動車税、印紙税のような、販売活動ないし管理活動に関連した科目に限られるべきですから、租税公課は、お勧めできません。

20000914QA 海外からの講演 演者 来日にかかわる費用について

米国の大学教授を招聘し、ご講演をいただくことになりました。日本への旅費や、宿泊費、謝礼は日本負担です。奥様の旅費交通費の本邦負担とともに、問題点をお聞かせ下さい。

(回答)

旅費、宿泊費、謝礼などは、本人に渡すケースか、本人に渡さない(例えば、航空券を日本で購入して、その券を本人に郵送とか、日本での滞在先のホテル料金を日本側で支払うとかしているような)ケースかによって、扱いが異なります。

また、本人に渡した金額には、所得税の源泉徴収義務があります。20%です。

源泉徴収義務については、本人の居住国と日本との間に租税条約の締結がなされている場合(アメリカなどが該当します)は、「ある手続」をすることにより、源泉免除を受けられます。源泉免除を受けますと、ご本人には、満額を渡すことができます。

「ある手続」とは、ご本人にお支払いする前に、(1分でも直前であればいいので、来日時で構いません)書類にサインをいただき、それを、後日、税務署へ提出しておくことをいいます。

その書類については、ご指示いただけますと、私共で、ご用意できます。

以上は、教授へのご講演依頼を、ご本人に直接依頼している場合を想定して回答しました。

仮に、ある組織を通じて、「誰でもいいからこの分野で話してくれる人を、そちらの組織から派遣してくれ」というような依頼に応じて、ご講演をいただく場合は、ちょっと、対応が変化いたします。そのような場合は、再度、お問い合わせ下さい。

0000911QA 定期借地権について

定期借地権について

(回答)

期間を定めて土地を貸すことができます。とりわけ、平成4年8月以降は、新借地借家法が適用され、期間満了時に借地権が変換される「定期借地権」が、生まれました。

定期借地権は3つの類型があります。期間を基準としております。

		一般定期借地権 22条	建物譲渡特約付借 地権 23条	事業用借 地権 24条	普通借地権
10	契約の存 続期間	50年以上	30年以上	10年以上 20年以下	30年以上
20	契約方法	書面	自由	公正証書 に限定	制限なし
21	借地関係 の成立	更新をしない特 約付きの書面契 約で成立	30年以上経過後に 相当の対価で家主 が建物を買取る 特約付きの契約で 成立	公正証書 による契 約により 成立	成立の制限なし
22	借地関係 の終了	期間満了により 終了	建物譲渡の効果に より終了	期間満了 により終 了	期間満了による が、原則法定更 新あり。 更新拒絶は正当 事由が必要
23	終了の効 果	借地人は更地返 還 借家人は建物退 去あけ渡し	借地人の建物所有 権は地主に移転 借家人の契約は継 続	借地人は 更地返還 借家人は 建物退去 あけ渡し	借地人に建物買 い取り請求権有 請求権行使後は 借家関係に自動 移行
24	可能な特 約内容	1. 更新をしない 特約 2. 建物築造によ る契約延長を しない特約 3. 建物の買い取 り請求権を排 除する特約	30年以上経過後 に建物を相当の対 価で買い取る特約		
30	土地の使 用目的	無限定	無限定	事業用 に 限定(居住 用不可)	無限定
31	用途	長期使用目的の もの	土地信託による事 業受託方式に類似	短期使用 目的	
32	具体的な 用途	一戸建住宅、マソ ン、業務用ビル、 公共公益施設等	一戸建住宅、マソ ン、業務用ビル等	外食店舗、 量販店、工 場、倉庫等	

20000910QA 日本進出には、支店か現法か

日本に進出する場合、外国法人の支店と現地法人の形態の得失について

(回答)

日本への進出形態は、およそ7形態あります。その内、質問の趣旨に添って、支店と現地法人を説明します。

	形態	メリット	デメリット	
1	支店	営業活動ができる 恒久的施設がもてる 支店の損失は本店での節税効果がある 本店経費を支店に配賦可能 本支店間の送金は非課税	本支店合算決算をするため、決算に時間が掛かる 支店への係争は本店に及ぶ	
2	現地法人	信用度が上がる 設立容易で費用も僅少 訴訟は本店に及ばない	本支店間の資金移動は、配当とみなされやすい 本支店の損益通算不可 移転価格税制の問題を生じやすい 解散清算は事務煩雑	
3	駐在員	登記不要 税務届け不要	活動が情報収集とPR活動に限定される 実務的に限定的な活動を逸脱することが多く、名称はともかく、税務上は、支店扱いされる例も多い	
4	合併会社			
5	パートナーシップ			
6	匿名組合	組合員が10名以内であれば、源泉税においてメリットあり		
7	その他			

20000909QA 外国法人の日本支店における課税所得の計算

外国法人の日本支店への課税所得の計算について、教えてください。

(回答)

日本支店も「一般に公正妥当だと認められる会計処理の基準」に従って、益金および損金の額を計算しなければなりません(法人税法第22条第4項)。

「一般に公正妥当な会計処理の基準」には、次の項目も含まれます。

	項目	内容	注釈
1	独立企業の原則	外国法人の日本支店を、その外国法人の本店や他の支店から独立したものとみて、相互の取引を、あたかも、独立した企業間で行われたものとして所得計算をする考え方です。	課税は本店のみで、支店への課税がない、というわけではありません
2	本店経費の配賦	本店経費の配賦は認められます	
3	仕入非課税の原則	1番の例外です。 外国法人の支店が本店のために棚卸資産を仕入れているだけでは、所得は生じないとする原則です	1番では、支店は独立した商社のように仕入手数料を受け取る権利がありますが、これを否定する考え方です。
4	補助的業務・内部取引の非課税の原則	次の業務は、所得計算からはずされます。 補助的業務:(広告、宣伝、情報提供、市場調査)の提供 内部取引:(金銭の貸付、工業所有権の実施)の許諾	これらは、営業取引ではありませんから、支店の業務は、これらを超える範疇と言えます
5	棚卸資産の譲渡地	棚卸資産の販売による所得は、次のいずれかが国内にあれば、国内源泉所得として所得計算に含めます。 所在地:棚卸資産が国内にあること 締結地:契約の締結が国内でなされていること 商談地:契約に至る交渉で重要な部分が国内でなされていること	例えば、ソフトメーカーが、ソフトをオンラインによるインストールで販売したとしても、支店の商流を通じて販売している限り、国内源泉所得となって、課税を受けることとなります。

移転価格税制は、貿易相手国に比して、税率の高い国が、所得流出を防ぐ手段として発展してきました。例えば、シンガポールは、諸外国に比べて、税率が低く、利潤移転のインセンティブは、シンガポールへの流入として働くことから、シンガポール政府は、従来、価格税制には感心を示すことはありませんでした。日本は違います。それで、このような原則や扱いを用いた課税所得計算が生まれました。

20000908QA 外国法人の課税について

外国法人も課税を受けるのですか。

(回答)

外国法人、中でも、外国法人の支店は、日本における課税を受けます。

課税所得がなくとも、法人住民税の課税を受けます。もちろん、課税所得があれば、所得に対する課税、いわゆる、法人税も課税されます。

なお、駐在員事務所は、法人税の課税はありませんが、税務上、次のような点に留意が必要です

1. 法人住民税の均等割りの納税義務があります
2. 従業員に対し支払う給与・賞与などについて、源泉徴収義務を負います
3. 各種の取引に応じ、消費税、印紙税、登録免許税などの納税義務を負います
4. 駐在員事務所の場合は、売上高がないため小規模免税事業者該当し、そのままでは、還付請求もできないこととなります。しかし、消費税について課税事業者の選択をして、還付申告が認めさせます。次いで、仕入税額控除の計算方法として個別対応方式を選択することにより、還付を受けることができます。

国内の課税売上高のない駐在員事務所の控除すべき仕入税額の算出過程に、疑問があれば、再度お問い合わせ下さい。

20000905QA 税務申告の修正と更正について

修正申告と更正とについて教えてください。最近、税務調査を受け、修正申告を求められました。顧問の税理士からも修正申告書に判を押すよう言われておりますが、正しいものとして申告書を提出しており、自ら、修正する気はないのですが

(回答)

修正と更正の違いについて、質問者の趣旨に添って示しますと次のようになります。

	項目	修正	更正
1	内容	過去にした申告内容を是正したいときに、自ら税務署に申告書を提出して修正する場合、「修正申告」といいます。 税務署の都合で、所得額の増加修正を「修正申告」、所得額の減少修正を「更正の請求」と呼びます。納税者にとって煩わしいコトバ使いです	行政処分の一つです。 提出済みの申告書について税務署が間違っているものとして、一方的に所得や税額を増減させる行政処分。 その内、所得や税金が減少する場合は、行政処分の発動をしなくてもいいとされておりので、減少の更正は、あまり聞きません。
2	新聞記事	自主申告に属しますから、ある程度多額となれば、税務署の前に公表されます。新聞記事にもなり易い。	処分の公表は、通常、しませんので誰かがリークしない限り、新聞記事とはなりにくい。
3	納税額への影響	通常、納税額が増加するように聞こえてきます	通常、納税額が減少するように聞こえてきます
4	繰越欠損金への影響	3番で納税額のない時は、繰越欠損金の減少となります。	3番で納税額のない時は、繰越欠損金の増加となります。
5	税務調査との関係	「更正の請求」は、法定申告期限後1年以内とされております。 修正申告書の提出にあたって、納税者としては、慎重に計算して誤り泣きを期することが要請される、ようです。 なお、税務署は、税務調査後の修正申告に文句のでないよう、1年を経過した日以降の日付で修正申告を出させているようです。	納税者が修正申告に応じないとき、税務署は、調査結果をもって、更正や決定をすることとなります。
6	不服申立	自ら非を認めて修正したのですから、不服の言いようがありません。	当然、不服の申し立ては可能です

リベンジ税制ってあるんですか？

(回答)

納税者がリベンジ(revenge)を受けたと思ったとき、そう呼んだのではないのでしょうか。一度、言ったら、引っ込みがつかないなんて、納税行為は、民間人同士の取引でもあるまいに、不都合なことです。決算調整事項はリベンジになり易く、主な例を挙げてみます。

法人税

役員報酬は、税務上、経費です。例えば、税務調査で、会社が役員から徴収している役員社宅の家賃が少なすぎた。そのため、過小部分は、会社から役員への報酬とみなされ、役員個人は、所得税の課税を受けます。会社から役員への報酬とみなされた部分は、税務上、経費(税務上は損金といわれますが、ここでのコトバ使い厳密性を無視します)とは見てくれません。その理由は、当初の確定申告書に、書かれた役員報酬額までが損金として認めるのであって、それを超えた部分は、課税となるという理屈です。

所得税

青色申告があります。青色申告を認めて貰った人の中には、青色申告特別控除 45 万円を利用する人がいます。仮に、今年の所得は、最終的に 20 万円となり、青色申告特別控除 45 万円の内、20 万円を使って、課税所得額ゼロで確定申告をした。その後、税務調査で所得は 30 万円だったとします。また、青色申告特別控除 45 万円の枠内あるから、納税額は生じないと思っていたら、45 万円の内、20 万円しか使わないと確定申告書に書いたのだから、25 万円部分は、もう使えないと言われ、増加した所得 10 万円にかかわる所得税を課税された。

相続税

配偶者特別控除があります。相続財産の内、半額を配偶者が相続した場合、配偶者の相続した部分について課税を免除するというものです。例えば、100 円の相続財産の内、40 円を配偶者が相続した。その後、税務調査で相続財産は 110 円だったことが分かった。増加した 10 円部分は、配偶者が相続した。半額の 55 円を下回っているから課税はないと思っていたら、相続財産の半額の内、課税免除には 40 円しか使わないと相続税の申告書に書いたのだから、10 円部分については、税金を払えと言われた。

消費税

簡易課税制度があります。売上高 2 億円以下の会社で、決算を締めてみたら、本則課税の方が得と分かった。でも、簡易課税の選択済みだから、やむなく、簡易課税方式で計算し、納税額を納めた。会社にとって、得でもあるが、実際に預かった仮受消費税と、実際に払った仮払消費税との差額納税であっても認められない。公開会社ですら、業績修正が、その都度、認められております。それなのに、中小企業の都度修正は認めない過酷な税。

20000826QA 監査に対する監査役としての目の付け所

このたび監査役となりました。監査役として、監査に関連して、注意点はありますか？
とりわけ、株主総会で、窮しないような日頃の仕事運びをお教え下さい。

(回答)

株主総会での、不規則発言を想定して、次のような質問への回答をご用意しては、いかがでしょうか。

	質問例	質問の趣旨	回答と対策
1	監査はいつやりましたか、何処でやりましたか	作業内容を、やったかやらないかで、つまり、イエスカノーかを聞いて、揚げ足取りをする。	棚卸に立ち会いました。実査に立ち会いました。子会社往査に立ち会いましたし、自身で子会社監査もしました。と言えるように仕事をして下さい。
2	監査役会議は誰が作っていますか	監査役取締役からの独立性をつくる質問です	少なくとも、「私が作りました」程度のことは言えるような、ワープロ能力は、準備されるのがよろしかろうと思います。
3	監査契約書は吟味しましたか。 契約書の日付は正当ですか。	契約内容について見過ごしがちです。 子会社の監査人の指名権を親会社の監査人に拘束されていたり、 予備調査として別料金の支払い約束させられていたりするケースも間々あります。	日本公認会計士協会の「標準契約約款」に従ったものであれば、リスクは、軽減できますが、監査人が作った約款では、総会が荒れそうです。 ちなみに、日本公認会計士協会の「標準契約約款」は13条からできていますが、条文数が一致しているかどうか程度は、見ておくべくでしょう。 なお、監査契約書は、監査人から日本公認会計士協会へ締結後1ヶ月以内に写しを提出することとされており、その收受印をみることであれば、バックデートで契約されたものでないことは証明できそうですね。
4	監査報告書の日付は正しいですか。 内容を吟味しましたか。 事前に監査報告書の文案を入手して検討しましたか。	日付さえが法定期限内であれば、こと足れりとしていませんか。 いやしくも監査報告書上の日付に会社が入手できていない場合は、会社にリスクが発生していると思われるべきです。	監査報告書の記載日付は、その日現在、会社が入手していたのかどうか疑わしいというのも人情です。 そこで、例えば、株主総会の席上「このとおり、内容証明扱いで入手日も確定日付として証明できます」と回答した方が議事進行はスムーズになると思います。

20000822QA 主婦のパート給与と 103 万円

給与と思って支給していたものの中に、非課税の部分があると聞きました。

(回答)

給与所得の内、見落とされがちな課税されない給与所得は、次のとおりです。

年末調整などで1番で月額4100円、3番で1回300円、5番で月額3500円、7番で月額300円などを利用して、非課税額を除いて、再吟味してみると、パート主婦の所得を103万円に抑えられる場合もありそうです。

なお、給与支給時に非課税項目を区分していなくとも、本人の所得計算上の計算操作で非課税とする(つまり、年末調整など)こともできるとは、思いますが、微妙です。その理由は、区分の程度について税務署と差が生まれ易いからです。

	項目	非課税の内容	注釈
1	通勤手当	自転車・自動車通勤は、通勤距離が2キロメートルを超える場合は、月額4100円を最低として、距離に応じて非課税枠です。 利用できる交通機関のない地域では、通勤距離に応じたJR社の通勤定期運賃相当額が非課税額です。	非課税額を超えても、超過額だけ、課税となります。 在籍者間でバランスある支給をしなければ非課税とはなりません。(以下の項目も、同様です)
2	旅費	勤務する場所を離れて、職務を遂行するための旅行費用は、非課税です。	
3	宿日直料	食事代込で日額4000円まで非課税です 深夜(22時から5時まで)勤務を含む宿日直については、夜食代として300円の追加の非課税枠があります。	上位者ほど高額となる宿日直料は課税です。 夜勤専門の人は課税です。
4	学資金	在籍者本人が職務に直接必要な技術や知識習得、免許や資格取得のための研修会等への出席費用や聴講費用等は、非課税です	在籍者の家族の学資目的であれば、課税です。
5	食事代 (現物給与)	食事代の半額未満であれば、月額3500円を限度として、非課税です。	宿日直勤務時の食事代は3番参照
6	電気料金 (現物給与)	寄宿舍の電気、ガス、水道等の料金は、非課税です。	各人毎の使用金額が判明する場合は課税です。
7	保険料 (現物給与)	健康保険、厚生年金保険、雇用保険、の本人負担分や生保、損保の掛け金の内、月額300円までは非課税です。	
8	社宅の家賃 (現物給与)	在籍者の内、役員を除き、家賃の半額未満であれば、非課税です。	

20000613QA 税務署での閲覧申請

税務署へ提出した確定申告書や各種の届出書の控えについて、社内整備をしたいと思いをします。そんなとき、税務署へ問い合わせれば教えて貰えますか？

(回答)

社長が税務署へ問い合わせると、教えてくれます。また、どなたでも委任状さえあれば、閲覧することも可能です。但し、受任者の本人確認は必要です。

次の、書式例を参考に「委任状および閲覧申請書」を挙げておきます。

(ご参考)

委任状および閲覧申請書

平成12年6月12日

税務署長 殿

納税者

法人名 株式会社
 納税地 区 二丁目 番 号
 代表者名 印
 電話番号 03-1234 5678

私は、次の閲覧申請者を代理人と定め、下記の閲覧申請に係る権限を委任します。

閲覧申請者

資格・氏名 税理士 印
 資格登録番号 第 号
 事務所所在地 千代田区 町
 電話番号 03-9876-5432

記

次のとおり法人税および消費税等に係わる関係書類について本日の閲覧を申請します。

項目	内容	
1	法人名	株式会社
2	納税地	港区新橋二丁目 番 号
3	代表者名	代表取締役
4	閲覧目的	資料整備
5	閲覧対象書類	法人税申告書 平成12年3月期までの過去5年間分(修正申告を含む)
		消費税申告書 平成12年3月期までの過去5年間分(修正申告を含む)
		その他 閲覧日までに提出された各種届出書等の全て
6	参考事項	閲覧請求者と代表者との関係 委任
		その他

以上

20000525QA 3年前の決算書の訂正で、過誤納の還付は可能か

3年前の決算について、誤りがあり、税金が多額に納税されておりました。
当期において、当時の決算について、株主総会で修正決議をし、確定申告書を作り直して、税務署に再提出すれば、税金の還付を受けることができるのですか。

(回答)

出来ません。

(理由)

税務上の申告期限は経過しておりますから、税金の還付は、当然の権利として、たとい、決算が間違っていたとしても、その後になって決算書を修正し、株主総会でそれを承認したとしても、商法上はともかくとして、決算が是正されるものではありません。

日本の税務署は、申告する法人の決算書が、正規の手続きを経て確定した決算書を要求はしますが、手続の不備については、不問です。

つまり、仮に、正規の手続きを経て確定した決算書でなくとも、正規の手続きを経て確定したものとみなして、受け付けています。

たとえば、株主総会が決算日以後3ヶ月以内に開催する旨の定款規定のある会社であっても、税務上、申告期限延長手続きをしていない会社は、株主総会以前の段階で確定申告書の提出をせざるを得ません。

その場合、税務署は、確定申告書に添付された決算書を、あたかも、正規の株主総会で確定したものと受け付けます。

このように手続の不備や、内容の不備があるからといって、その後、正しく、株主総会で決議し直したとしても、申告期限が経過していれば、確定申告書を受け付けてはくれません。

(説明)

上記のような理由付けは、民間人同士の利害調整のためには必要なのですが、国と国民との間で、そのような切り分け方をする理由があるのかどうか、疑問ではありますが、結論はじょうきのとおりです。

20000516QA 税務調査官から具体的な理由のない根拠付けを主張されたら

税務調査を受けております。当社としての言い分を聞いて貰いたいのですが、税務調査官からは、否定されます。おまけに、根拠付けや理由として、「大量に提出される納税申告書を裁ききれないとか、国の租税債権の安定性とか、課税の公平とか」を挙げられますが、当社のようなチツポケな会社に、租税制度を解説する担当官は、どう考えればいいのでしょうか。

(回答)

外に理由がないから、そのような言い方になったと思って、十分に自社の考え方を主張されては、いかがでしょうか。

(説明)

いちいち、納税者の個別の事情を斟酌していたのでは、大量に提出される納税申告書を裁ききれないとか、国の租税債権の安定性とか、課税の公平とかの根拠を挙げますが、外国でも同じケースはあります。でも、貴社のような扱かわれかたを、各国の租税当局から必ず受けているわけではありません。

次の事は、税務調査を受ける心構えとして覚えておいて下さい。

税務調査で卑屈になることはありません。税務調査官が根拠付けや理由として、「大量に提出される納税申告書を裁ききれないとか、国の租税債権の安定性とか、課税の公平とか」を挙げた場合は、外に理由が浮かばなくなって、自分に都合のいいことを言ってると思って下さい。

国別の税率が違ふとか、繰越欠損金の繰越年限が違ふとか、給与などの源泉徴収の有無に差があるとか、理屈じゃないことは限りなくあります。ネット社会となって、これらの差異は、見過ごせない問題となっております。

それなのに、あたかも神様のように、あるいは、人類愛のように公平を説いたり、国家健全財政の為とか、高邁な理論を言っても、詮無いことです。

なお、「大量に提出される納税申告書を裁ききれないとか、国の租税債権の安定性とか、課税の公平とか」の理由を挙げる担当官は、海外の各国租税の知識を持っているようにも思えません。

仮に、そのような知識を豊富に持ち合わせているような担当官であれば、税務署内部でも、ホッてはおかず、少なくとも、貴社レベルの会社に税務調査に仕向けるような人事の無駄はしないと思って、落胆しないで下さいね。

20000510QA 社会保険事務所への取締役会議事録の提出について

役員の報酬減額をしました。社会保険事務所へ所定の手続に参りましたところ、減額を決めた取締役会議事録のコピーの提出を求められました。

社会保険の出先機関の窓口が、商法に基づく取締役会議事録にまで言及することも不思議ですが、本当に、取締役会議事録の提出が必要なのでしょうか。

(回答)

不要です。

(理由)

給与や報酬を支払っている事実と、支払っている金額が分かれば済むことですから、会社にある給与台帳か源泉徴収簿、あるいは、金融機関への振込依頼書などを見せれば済みます。なお、これらが無い場合は、直接、本人問い合わせて貰うことも、いいのかもしれませんが。

仮に、万一、取締役会で減額決議をしている場合であっても、議事録を見せるのは、「不思議」とおっしゃるとおり、違和感のあることです。会社の最高意思決定事項を、いちいち窓口の方にまで見せるいわれはないからです。

(追加)

不自然な質問でしたので、私の方から、社会保険事務所を管轄する都道府県の然るべき窓口(03-5322-1603)に問い合わせましたところ、東京都は、平成10年度から議事録を要求することはやめたそうです。貴社の担当社会保険事務所へ平成10年からの取り扱いを徹底するよう申し入れをしておきました。

なお、都税事務所の窓口に出向いた、貴社のご担当者が、議事録を提出しなければならないかのように感じるか、感じないかは、都庁の方では、あずかり知らないこととっておりました。

冷めた言い方ですが、さすが本庁のエリートです。回答にそつがなく、かつ、不足もありません。好感が持てますね。

20000327QA 「自社振出小切手の資金化」の経理処理

「自社振出小切手の資金化」の場合、経理処理としたは、いったん、手許現金に計上して、しかる後に、経費の支払いなどに充てたようにすべきでしょうか？

（回答）

「自社振出小切手の資金化」の経理処理は、預金を減少させ、手許現金を増加させる処理とするが望まれます。

（説明）

会社の手許資金を得る方法として、預金から引き出す、いわゆる「自社振出小切手の資金化」があります。

この経理処理を考える上で、平行に考えるもう一つの事例を挙げてみます。

売掛金を小切手で回収して、翌日、預金に預け入れた場合です。いったん、現金勘定で受けてから、翌日、現金勘定を減らして預金勘定へ振り替えます。

同日に預け入れが行われた場合は、売掛金の減少と同時に預金が増加します。これはあくまでも、例外扱いとお考え下さい。

このように扱われる理由は、会社には組織があり、個々の組織は予算を持ち、財産の管理保全責任が課されております。

従って、「自社振出小切手の現金化」は、預金の管理責任範囲から、現金の管理責任範囲への移行ととらえることが出来ます。会計の目的は、管理責任の履行について良好かいなか、その程度なり水準なりの開示にありますから、この管理責任の移行を会計的に把握しておくことが、会計の目的にかなうともいえます。

20000326QA 外貨建のクレジットカード決済の取引について

クレジットカードで支払をする場合があります。「クレジットカードご利用控え」に購入額が記載されており、クレジットカード会社から決済の通知を受ける以前の段階で、経理処理をしております。

円貨で使用した場合は、問題がないのですが、外貨でし用意した場合、経理処理は、いかなる外国為替レートで経理処理すべきなのでしょうか？

また、月次決算時には、どのような注意が必要でしょうか？

(回答)

購入時の為替相場で経理処理して下さい。

月次決算時には、下記の「説明」にある年次決算と同様の注意が必要です。つまり、月末レートでの換算替えです。しかし、月次に限って言えば、これをしないという会計方針を採用することもできます。

(説明)

3月27日にクレジットカードで購入したものは、3月27日の外国為替レートで仕入と、買掛金を計上します。これを、3月27日は購入取引の「発生時の外国為替レートで経理処理する」といいます。

3月31日の決算日には、買掛金だけを、3月31日の外国為替レートに換算し直し、その差額を、為替換算差損益として経理処理してください、これを、「期末時レートへの換算替え」といいます。損益計算書上は、営業外損益となります。

5月10日にクレジットカードの支払が行われますから、そのときに、実際に預金口座から引き落とされた円価額と3月31日に換算替え後の買掛金との差額は、為替換算差額として経理処理してください。これを、「決済時レートへの換算替え」といいます。損益計算書上は、営業外損益とします。

(具体例)

3月27日レートは、100円。1米ドルで仕入をした。

3月31日レートは、103円。決算日。

5月10日レートは、105円。108円の日本円を支払った。

3月27日 仕入 100 / 買掛金 100

3月31日 為替換算差損 3 / 買掛金 3

5月10日 買掛金 103

為替換算差損 2 / 現金預金 105

20000314QA アウトソーシング先から受け取るべき会計帳票について

会計業務をアウトソーシングしました。アウトソーシング先から少なくともどのような会計帳簿や帳票を入手しておくべきでしょうか？

(回答)

最低でも、以下のような帳票類を、前月末までの分を毎月10日までに入手しておくべきではないでしょうか。

なお、当事務所のアウトソーシングのお客様への提出帳票類を参考に申し上げますと、以下になります。当事務所では、このような帳票類は、取り扱いのしやすさを重視して、全てB5版・26穴用紙でアウトプットしております(ヘルシーライフと同じ用紙です)。現代の標準であるA4版にこだわらなくともいいように思っております。

		アウトプット形式		
		期首から当月末まで	各月毎	
1	決算報告書			各月毎に印刷し、最新月を一番上に編綴
2	合計残高試算表			同上
3	総勘定元帳			期首から当月までを一括印刷し、前回印刷分を廃棄
4	仕訳日記帳			各月毎に印刷し、最新月を一番上に編綴
5	Payroll			各月毎印刷し、最新月を一番上に編綴
6	Monthly B/S、P/L、SGA			各月毎印刷し、最新月を一番上に編綴

外国の会社が、日本国内の会社に対しソフトの販売をした場合、消費税の課税がおきますか。

(回答)

消費税は課税されません。つまり、1ドルで販売すれば、日本の会社は、円換算額100円を外国へ送金します。105円ではありません。

(根拠)

ソフトは、税務上「著作権」と呼ばれるものになります。これらの権利の譲渡または貸付をする者の住所地が国内にあるか国外にあるかで、国内取引かどうか、判定します。

仮に、国内取引と判定されますと、消費税は課税されます。そうでないと、消費税の課税はありません。

(理由)

ソフトなどは、所在が明らかでないこと、登録等により法律的な保護が加えられていないこと等を理由として、物の所在場所での国内・国外の判定をあきらめました。

そして、客観的な判定が可能となる、譲渡や貸付をする者(個人や会社です)の所在地で判定することとしました。

消費税が、このような建前を採っていますので、上記のような結論となりました。

外国の会社が、日本国内の会社に対しソフトの販売をした場合、源泉徴収の対象となりますか。

(回答)

源泉徴収の対象となります。

(根拠)

著作権等の使用料または譲渡の対価は源泉徴収の対象とされているからです。

(理由)

非居住者または外国法人が、日本において所得税や法人税の課税を受ける場合、その課税範囲について、事業所の拠点(恒久的施設)の有無により、差異があります。

しかし、事業所の有無に係わらず、その支払いの段階で、一律に、所得税の課税(源泉徴収課税)を受けることと、強制されているものもあります。つまり、一律に、「国内源泉所得」とみなして課税するものです。

なお、「恒久的施設」とは、税務の用語で、一般には、支店と解されて結構です。

(追加説明)

源泉徴収税率は20%です。租税条約により10%となり、仮に、「源泉徴収免除証明書」があれば、源泉徴収を免除されます。

「源泉徴収免除証明書」の要件は、事業開始届出が提出済み、法人登記済み、対象となる支払は法人税の課税対象の所得に含まれるものであること、です。

具体的には、「源泉徴収免除証明書」は、納税地の所轄税務署長に申請して交付を受けます。そして、これを、客先に提出して、支配時に徴収をしないようにして貰います。

当社は、消費税の「課税期間の特例」の適用を受けた方がいいのでしょうか？

（回答）

特例を受けると3カ月に一度の消費税の確定申告が必要となります。その煩雑さをいとわない場合は、特例を受けるといいと思います。

（説明）

特例の効果は、消費税の還付がある場合、1年後の決算日を待たずに、還付請求できるメリットがあります。仮に、還付を受けるべきものがない場合、1年後の決算日を待たずに、消費税の納税資金が必要となるデメリットがあります。

輸入の多い会社やリース会社は、特例を受けております。リース会社は、特殊業界ですから、一般的な会社に必要な「輸入」に関して、特例を受けるべきべきかどうかは、次の点を考慮して、お決めください。

1. 今後の輸入の動向。つまり、輸入から、国内調達への変化はないのか
2. 現時点の取引が「輸入」(つまり消費税上の不課税)として扱われる理由が、今後も、変化しないかどうかの調査。

例えば、譲渡や貸付け取引（パソコンで画像を見る、それをダウンロードするなど）は、著作権などの所有者の住所地（通常、本店所在地です）が国外か、国内かによって判定します。つまり、それにより、輸入仕入か国内仕入かいずれかに判定されます。

また、役務提供取引（メンテナンスをする場合や、顧客の求めに応じてソフトのプログラムを作る場合など）は、提供した場所により国内か国外か判定されます。

その取引が国内、国外にわたって行われている場合、国外か国内かの判定は、事務所（本店所在地ではありません。）の所在地が国内か国外かによって、輸入仕入か国内仕入か判定されます。

国外に所在するものとされる資産の譲渡または貸付（消費税基本通達 5-7-10）

資産の譲渡が国内において行われたどうかの判定は（法第4条3項1号）

著作権の譲渡または貸付を行うものの住所地（令6条1項）

苦境にあります。銀行とは、どう話をすればいいのですか？

(回答)

以下は、ある方が苦境を乗り切るため、人づてに聞いた話の伝聞です。

1. 返済を進めても会社が窮地に陥るだけなら、返済はストップする。
2. 金融機関から、追加担保を求められたら断る。
3. 仮に、金融機関から求められても、定期貯金などを、担保提供をしないこと。
4. 約定返済を止めても6ヵ月は、金融機関からは、「返済して貰いたい」の要請で終始することが多い。6ヵ月以上、放置すると延滞債権となり、担保物件の競売などの恐れがでてくる。なお、その後、6ヵ月間返済すれば、それ以降の6ヵ月は、同様な事の繰り返しが可能となるという人がいるが、お勧めコースではない。
5. 金融機関への、基本的な申し入れ事項は、会社は再建可能であるから、是非とも「ご援助頂きたい」の一点張りである。時間をかせいで「何か」をしたいなら、それはそれで方法がある。
6. 再建の為には、以下の事項は、絶対的に必要な事項である。

返済計画 返済計画は、実行出来る案であることが絶対条件である。

資金繰表 資金繰表は、当面はラフに記入する事(将来のことは不明だから)

今後の事業計画

経費削減計画

1. これらの計画がまともなら、当初は返済ゼロ(長くて6ヵ月間)でも了承する。例えば、当初6ヵ月返済無し、次の6ヵ月は利子プラス10万円とかでも納得すれば了承する。社長を痛めつけても金が返ってこなければしょうがないので「応援」(追加融資ではなく、返済を求めてないという支援)を得るようにする。
 2. これらを銀行に説明する時は、社長一人よりも後見役と同行した方が話を聞いてもらえる。この後見役は、力が有り、社長の補佐をして、今後は、今回のような事が無さそうであると思わせる人が最適である。
7. 他社の例では、6ヵ月返済ゼロにして、以降は金利プラス正常な返済金額の30%というケース、当初から金利のみとし、これに月10万円(全体5億について)として、6ヵ月後に10万を20万に1年後に30万にして逡増していったケースもある。要は、会社が存続して正常に運営され返済が進む事であるが、ここでの返済とは、銀行ペースの返済ではなく、会社ベースである。
 8. 今後の事業計画は、金融機関からの借入れは出来ない前提で立案する。これが困難なら、特殊な理由付けが必要。これは綱渡りコース。例えば、事業資金として、「IPA」融資を受ける為に「...銀行」は正常に返済を続けたいというような事。

複数銀行からの借入れがある場合、メイン(借入れの多い銀行)の了解を優先する。

他行へはメインから連絡してもらうのが普通。銀行は、他行が返済されて自行が除外されるような事態を一番恐れる。担当者の責任となり、横並び意識を刺激しないこと。何処か親しい銀行に了解を貰って、その線で他を納得させるのが基本的なやりかた。

有限会社では見劣りしませんか？

(回答)

特徴からすれば、情報技術や世界展開する会社こそ有限会社がふさわしいようです。

		有限会社	株式会社
1	最高意志決定機関とそこでの決議	社員総会と呼ばれ、書面決議が可能であり、忙しいメンバーや外国在住者の参加可能。 その理由は、事前あるいは事後的な書面決議が認められています。	株主総会と呼ばれ、書面決議は認められない。
2	業務執行の決定者	取締役は最低1名、迅速な業務執行が可能。 その理由は、取締役会の設置が義務づけられていないため書面決議も可能であり、取締役の過半数の決議（会合開催の有無を問わない）で業務執行が可能となるから。	取締役3名以上 一同が会して取締役会を開催して決定しなければならない。
3	海外での馴染み	海外には、大規模閉鎖会社の例は多く、わが国の有限会社制度を正しく理解しうる素地をもっている。外国の例は次のとおり。 米国の Limited Liability Company や Close Corporation や、英国の Private Company、仏国の SARL、独国の GmbH	
4	役員の任期	任期満了による重任登記など、その都度、費用がかかるようなことはない。 その理由は、役員任期が無制限だから。	取締役2年、 監査役3年
5	公認会計士監査	監査役が法定されず、監督機能は社員が果たすことになる。これにより、二重監査によるロスが排除できる。 監査役監査が義務付けられていないため、仮に、公認会計士による外部監査をするような場合、いわゆる、二重監査的なロスなし。	一定規模になると外部監査が強制される。
6	持ち分を表彰する証券	株券のような流通証券の作成は禁止されている。	株券、原則、必ず作成しなければならない。
7	資金調達	借入、資本参加	借入、資本参加 株式公募、社債発行
8	メンバー数と名称	2名以上最高50人で、社員と呼ばれる。	最低1名以上無制限で、株主と呼ばれる。
9	附属明細書	定款で、会計帳簿、書類の閲覧・謄写の権利を各社員に認めた場合、附属明細書の作成が免除される。	作成免除は認められない
10	決算公告	公告は義務ではない	公告は義務
11	税務面の扱い	株式会社と差異はない	有限会社と差異はない

有限会社 (Private Company、Limited Liability Company) <別冊商事法務79> より

19991020QA 確定申告書を郵便局へ提出してもいいのか

確定申告書は、管轄の税務署に提出することになっていますが、管轄外の税務署に提出してはだめでしょうか。

また、他の国家機関（郵便局など）への提出は、認められませんか？

（回答）

1. 管轄外の税務署へ確定申告書を提出しても、その申告書は、管轄の税務署に提出があったものとされます。
2. 今のところ、郵便局では、確定申告書を受け付けてもらえません。

（理由）

1. たとえば、所得税の確定申告書は、税務署へ3月15日までに提出しなければなりません。提出先は、管轄の税務署となっています。（国税通則法21条）
2. しかし、たとえ、3月15日に管轄外の税務署へ確定申告書を提出しても、その申告書は、期限内に管轄の税務署に提出があったものとされます。
確定申告書が、提出のあった管轄外の税務署から管轄の税務署へ回付され、結果、確定申告書が管轄の税務署に届くこととなります。この取扱いは、実務上、税務署で行われているようです。
3. なお、確定申告書を郵送した場合には、3月15日の消印のある郵便であれば、その確定申告書は期限内に税務署に提出されたものとなります（国税通則法22条）。
4. しかし、たとえば、郵便局へ同じく3月15日に確定申告書を提出した場合ですが、その場合は、現在のところ、税務署に確定申告書が提出されたものとはみなされません。郵便局では、確定申告書を受け付けてもらえません。

（ご参考）

1. 同じ国家および地方機関の間ですから、たとえば、国税と地方税（県民税、市民税、事業税）の確定申告書の提出先は、税務署・都税事務所・市役所等どこでも良いのではないのでしょうか？
2. もし、一括して、收受してもらえれば、納税者は3つの機関に行くことはなくなります。また、提出先がいずれでも良いようになれば、近くの公共機関が利用できるわけであり、非常に、便利になると思います。
3. また、それを広げて、郵便局などの公共機関への提出でも良いとなれば、納税者は、確定申告書を郵便局に持っていくだけで済みます。是非、多くの声を国会にあげて、実現させたいものです。

延滞税、加算税の計算方法について教えてください。

(回答)

下図のように計算します。

本税の額が1万円未満、または、計算した延滞税の額が1,000円未満(加算税の場合5,000円未満)の場合は、延滞税・加算税はかかりません。

1. 延滞税の計算方法

本税	延滞税			延滞税の端数
1万円未満	かからない			
1万円以上	計算式 * 本税×日歩2銭 (延滞期間2ヶ月の場合) * 2ヶ月を超える場合は倍の日歩4銭になります	1,000円未満	納付免除	
		1,000円以上	納付	100円未満の端数切捨て

2. 加算税の計算方法

本税	加算税			加算税の端数
1万円未満	かからない			
1万円以上	計算式 本税×10% (ご参考)	5,000円未満	納付免除	
		5,000円以上	納付	100円未満の端数切捨て

(ご参考)

加算税の率は、以下のようになります。

	本税50万円以下	重加算税
修正申告加算税	10%(*)	35%
無申告加算税	15%	40%
不納付加算税	10%	35%

* 増差税額が50万円または、期限内申告納税額を超える部分については、15%の税率になります。

19991014 QA 法人住民税の還付金およびその充当について

当社の今期の法人住民税の確定申告は、均等割は納付になりますが、法人割は中間納付があり、還付になります。(均等割の納付額<法人割の中間還付額)

そこで、法人割の還付金を均等割に充当して、差引額の還付のみ受けたいと思います。充当が、可能でしょうか？

利子割の還付、中間納付の還付の場合について、それぞれ教えてください。

(回答)

1. 地方税法上は、均等割の納付額と法人割の還付金との相殺はできません。
2. 利子割還付金および中間納付の還付金は、地方税法上は、還付金と納付額との相殺はできません。確定納税額から控除し、控除不足は、原則的には、還付します。

(理由)

5. 地方税の窓口(職員)では、法人割の還付金の均等割への充当を可能であるとして、申告書にその旨を記載するようにすすめています。
6. しかし、地方税法上は、還付金と納付額の相殺(充当)の規定がありません(地方税法20条の9)。もし、東京都の条例により、相殺を可能とする規定がある場合は、相殺(充当)が可能なのですが、今のところ、その規定はありません。
7. 地方税法では、利子割還付金は、確定した法人税割額から控除し、もし控除しきれない場合は、その金額を還付します。(地方税法53条19項)。
8. 中間納付額についても同様に、確定した法人税割額(均等割の中間納付の場合は均等割の金額)から控除し、もし控除しきれない場合は、その金額を還付します。(地方税法53条5項)。
9. しかし、法人税割額と均等割額との相殺(充当)の規定は、地方税法にありません。ただし、地方税法の逐条解説によりますと、地方税法施行令9条の4の拡大解釈により、現実には、法人税割額と均等割額との相殺(充当)を行っています。おそらく、そのため、地方税の窓口(職員)では、法人税割の還付金の均等割への充当が可能であると、説明したものと思います。

(参考)

地方税法(総則)20条の9

還付金に係る債権と地方団体に対する債務で金銭の給付を目的とするものについては、法律の別段の規定によらなければ、相殺することができない。

地方税法施行令9条の4(還付すべき道府県民税の中間納付額の充当)

三 前二号の充当をしてもなお還付すべき金額があるときは、その他の未納にかかる地方団体の徴収金に充当する。

19991008QA 源泉徴収ゼロは、認められますか

次のような事項は、正しい処理でないと聞きました。本当でしょうか。
 年間90万円程度だから、源泉徴収はしていなかった。
 バイトからは、源泉徴収していない
 遡って、1月分から源泉徴収したことにして、税務署に納めた。
 労働保険（労災保険・雇用保険）は、加入を省略した。

（回答）

いずれも本当です。わが国の給与所得者で、外国大使館勤務かお手伝いさんでもない限り、源泉徴収されなくてもいいなんて人は、いません。

（理由） 大雑把に言って、ほとんど方は下記の3つの税額表に該当しますので、これについて、ご説明いたします。

		「給与所得者の扶養控除等申告書」の提出 (14文字の申告書です、お間違いなく)	
		提出あり	提出なし
給与支給方法と 雇用形態	それ以外	甲：月額表の甲欄	乙：月額表の乙欄
	日払い + 毎日雇用・毎日解雇契約	丙：日額表の丙欄	

上記のとおり、ほとんど全て方は、乙欄適用となります。乙欄適用であれば、最低でも7%課税ですから、やのように、源泉税額がないようなケースは、通常、考えられません。

仮に、甲欄適用（毎月の源泉徴収額が最低となる）をしたくとも、甲欄適用は「給与所得者の扶養控除等申告書」の提出を会社が受けた日以降に限定して適用可能となります。

また、源泉徴収については、徴収義務と納付義務があります。仮に、遡って、1月分から源泉徴収したことにして納付したとしても、徴収義務は履行されておりません。その意味で、正しい処理をしたことにはなりませんので、もおかしいこととなります。

は、労働者1人から、強制加入がルールですから、未加入は、違反です。

（説明）

「給与所得者の扶養控除等申告書」は、従業員が会社へ提出する申告書です。

「給与所得者の扶養控除等申告書」は、徴収すべき所得税を算定する基礎資料です。

「給与所得者の扶養控除等申告書」の提出を受けない限り、会社は、その従業員に対して、甲欄適用はしてはいけません。提出日以降について甲欄適用です。

また、給与の支給形態が日払いで、しかも、雇用契約が、毎日雇用・毎日解雇（雇用期間が1日だけということです）となっていない限り、丙欄の適用も認められません。

19991006QA 借入金の名義書換

法人成りしたところ、金融機関から、個人借入について、会社名義への名義書換を勧められました。どう考えればいいのでしょうか？

（回答）

会社名義の借り入れとなったとき、保証人不要（欧米における、事業用資金の一般的な貸し出し形式です）であれば、金融機関の勧めにのられたらいかがでしょうか。

（理由）

個人借り入れのときは、ご主人名義の借り入れに奥様の連帯保証が付いていました。しかし、少なくとも名義書換により、社長個人は、この借り入れについて、当事者でなくなり、フリーハンドを手に入れることが出来、次の事業展開も開けてくるからです。

（説明）

通常、わが国の金融機関は、社長の個人保証を要求してきますので、「2 保証人」として、社長の個人保証が、追加されることとなります。

法人成りの前後で、この事業の信用程度が変化したわけではありませんから、保証人の追加は、特に理由がないという考え方もあります。

社長が、そのようにお考えになるのであれば、借り入れ名義人の変更は、見合わせてはいかがでしょうか。なお、これにより、税務上の問題は、特に発生しません。借入資金は、そっくり、会社へ転貸しされたとみなすことが出来るからです。

		個人借り入れ	法人借り入れ
1	借り主	ご主人	法人
2	保証人	奥様	社長（ご主人） 奥様
3	新規借入枠		法人の新規借り入れ枠が縮小する
4	税務上の問題	一般的に、個人の借り入れを会社へ付け替えたときは、借り入れ条件が同じであれば、税務上は、不問のようです。 したがって、税務的には、法人なりが行われたとしても、借り入れ名義人の変更が強制されるものでもありません。	

このようなケースは、相続でもよく起こります。葬式準備中に、ご子息に「債務引継の承諾書」への捺印を求める金融機関もあるやに聞いております。既存の金融機関との取引の変更は、よく考えて、よく考えて、よく考えてから、押して下さい。

19991005 QA 土地の転貸について

土地を借り上げて、建物を建築をし、建築後の建物を会社に賃貸します。
土地の賃借人は、会社または個人（個人から会社へ転貸する）のどちらがいいのでしょうか。

（回答）

土地の賃借人は、会社が直接借りても（直接借り方式）、個人が借りて会社へ転貸しても（間接借り方式）、どちらでも構いません。要は、個人と会社との間で、どのような関係を目指すかという、経営目標の問題です。

仮に、下表5番の「新たな問題」を発生させるのが目標であれば、間接借り方式を選択すればいいのです。相続対策の道具となるものです。

しかし、会社が事業譲渡、合併、会社分割、営業譲渡、株式公開などを視野に入れた事業展開をするのであれば、間接借り方式は、足かせとなるでしょう。

また、間接借り方式に、合理的な理由のない限り、株主も税務署も常に注目するところとなり、煩わしさが残ります。

（理由）

	項目	直接借り方式	間接借り方式
1	地代を支払う者	会社	個人
2	転地代を支払う者		会社
3	地代の水準	相当の地代	同左
4	転地代の水準		個人の支払った金額を超え、近隣相場よりも多少高い金額以内
5	転地代の水準が適当な水準でなかった場合（水準以下の場合）		<p>地代について 個人も会社も、税務署から差額地代について課税されることはありません。</p> <p><u>新たな問題</u> 税務署は「借地権の創設とその授受」があったとみなし、個人には譲渡所得税課税を、会社には受贈益課税をしてきます。借地権は差額地代を基礎に計算します。</p>

「相当の地代」とは、土地の更地価額（相続税評価額も可）に6%を乗じた額です。

（説明）

地主と個人または会社との間に特別な関係はなく、個人と会社との間に特別な関係があるものとして回答しました。

19991004QA 企業支配株式の評価減は可能か

数年以前に、会社を購入し100%子会社としている。当時、債務超過であったが、相当程度の代金を支払って取得したものである。業績は、いっこうに回復しないため、評価減は可能か？また、以下の観点からも教えて欲しい。

企業支配に係る対価部分を営業権とみなし、営業権償却は認められるか？

免許業種であることから、業者仲間では、一応、相場が存在している。相場の存在は、税務も了解事項と聞いているが、その場合でも、営業権償却は認められないのか？

(結論)

- ・税務上、時価が半減していない限り評価減は出来ない。
- ・営業権償却は、認めようにも、営業権の存在がないので、認められない。
- ・業者間相場が営業権だとして税務に掛け合うことは可能だが、確率は不明。
- ・提案としては、売却により、含み損を実現させてはどうでしょうか。

(理由)

税務上、企業支配株式の価額は、A 通常の価額と、B 企業支配に係る対価の額との和、とされています。

A について、半額以下となれば、評価減が可能。しかし、B については、企業支配の実体が変わらない限り、永遠に価値は存続すると税務は見ていますから、A について半減していない限り、評価減は認められないこととなります。

税務は、適正な会計処理を前提に課税しています。営業権に関する適正な会計処理は、有償取得に限定して、営業権の計上を認めることですから、税務以前の問題として、営業権の計上が認められないため、償却も出来ないのです。

仮に、営業権として、取得していれば、営業権として別個独立して計上できたものが、株式として取得したため、出来ない状況にあるともいえます。

しかし、仲間相場であっても、売買価額が存在し、当初の株式取得価額が、相場に近似的であれば、当時の売買当事者の意思は、営業権の売買であったと考えることも出来、営業権償却の可能性も出てくるように思われます。

(ご参考)

その取得が、当該株式の発行会社の企業支配をするためになされたものと認められるときは、当該企業支配株式の価額は、通常の価額に企業支配にかかる対価の額を加算した金額とする。(法基通9-1-16)

19991004QA 役員報酬の相場

名古屋地裁平成 11 年 5 月 17 日判決において、役員報酬の相場（「適正な役員報酬」と呼ばれている）が判示されたそうですが、ご説明下さい。

（回答）

判決では、世間相場により役員報酬の相場（「適正な役員報酬」）を算定したとしていません。

世間相場とは、類似法人の取締役の報酬額に、下記の判定要素で求めた乖離率の単純平均値を乗じた額を役員報酬の相場（「適正な役員報酬」）として算定しております。

1. 役員報酬は代表権の有無で区分して算出している。
2. 類似法人は何社かの平均を用いている。
3. 率は、次の判定要素の内、1～4番をもって、算定している。

	分子	分母	ウェイト
1	当社の売上高	類似法人の売上高	1
2	当社の売上総利益	類似法人の売上総利益	1
3	当社の個人換算所得	類似法人の個人換算所得	1
4	当社の使用人給与の最高額	類似法人の使用人給与の最高額	1
5	本人の役員報酬	類似法人の役員報酬	
6	本人の役員報酬	類似法人の役員報酬の最高額	

（説明）

役員報酬の額は、商法上、枠が決められております。税務は、これに縛られることなく、独自に、判定して、過大であれば、超過額について損金経理を認めず、課税してきます。従って、仮に、税務上、過大役員報酬とみなされても、商法違反というわけではありません。

判定の指針が示されたという点に上記判決の意義があるといわれております。

（講評）

それでも、納税者にとって、理解しにくい点があるとしたら、次の点でしょうか。

1. 類似法人の選択が適切であったかどうかは分かりません。
2. 類似法人の数値は、納税者には、分かりません。
3. 3番の「個人換算所得」の概念が、分かりません。
4. 判定要素を4項目にした理由が分かりません。
5. ウェイトを各要素とも、同じ値（1）であるとする理由が分かりません。
6. 当社にふさわしい役員報酬額の水準は、結局は、分かりません。
7. 相場を知っているのは、税務署だけです。

所得税や法人税、消費税の確定申告書は、OCR用紙で提出するようになっていますが、OCR用紙は、以前の手書き用紙より、記入がしにくいため、申告書作成も手間がかかります。そこで、OCR用紙で提出しなければならないのでしょうか？

(回答)

いずれの確定申告書も、OCR用紙で提出する必要はありません。

(理由)

所得税、法人税および消費税法のなかには、確定申告書の様式(書式)について、法定しているものがありますが、用紙については定めていません。

1. 所得税の確定申告書

所得税法および消費税では、提出する確定申告書の様式は、不問です。また、用紙も不問。巻紙に申告内容を記入して、税務署に提出することもできます。

OCR用紙での提出は、税務署でも お願い 事項であり、別に強制しているわけではありません。(所得税法 120 条、所得税法施行規則 47 条)

2. 消費税の確定申告書

消費税法でも、所得税法と同じ取扱いです。税法では、様式を定めていません。なお、国税庁の通達では、様式を定めています。

(消費税法 45 条、消費税施行規則 22 条、「消費税関係申告書等の様式の制定について」国税庁通達 平成 7 年 12 月 25 日)

3. 法人税の確定申告書

法人税法では、確定申告書の様式が、法定されています。

いわゆる別表 1 から別表 19 までの様式により、確定申告書を記載しなければなりません。しかし、OCR用紙で提出しなければならないわけではありません。(法人税法 74 条、法人税法施行規則 34 条)

(説明)

1 税務署へ提出する確定申告書は、税法では 1 部を提出することになっています。

しかし、税務署からのお願い事項として、税務署での入力用を含めて、税務署へは、申告書を 2 枚提出しています。

OCR用紙は、この入力用の申告書が、機械で読み取ることができるように特殊な用紙になったもので、数字も読取り可能な字で記入するように、お願いされています。

2 OCR用紙は国税庁のKSK(国税管理システム)の一貫として、導入されたものです。

3 KSK(国税管理システム)自体は、課税庁側で納税者の一括管理が行われるように、配慮されたシステムです。また、OCR用紙は、国税庁の入力事務を簡素化する目的で導入されました。これは、納税者にはかなりの負担をかけていることと思います。

4 したがって、納税者にとっては、KSKにより便利になったものはない と言えます。 「納税証明書」の発行が早くなった という、課税庁側の説明があります。でも、全国どこの税務署でも自分の「納税証明書」が発行してもらえるわけではありませんので、KSKにより納税者に便利になった、とも思えません。

19990926 QA 地代が無償の場合の借地権

社長所有の土地に、会社が建物を建築し利用します。地代は無料です。税金は？

(結論)

社長にも、会社にも税金がかかります。

(理由)

税務署では、地代が無償の場合は、借地権を認定して課税してきます(後述)

	課税の有無	課税の理由	課税回避策
社長	所得税(譲渡所得)がかかります。	税務署は、社長が「借地権」を法人に譲渡したとみなして、社長に譲渡所得の課税を行います。	税務署に対し、将来土地を返還するときに、無償で土地を返還する旨の意思表示をすれば、課税は免除されます。
会社	法人税(受贈益)がかかります。	税務署は、法人が「借地権」を無償で取得したとみなして、会社に受贈益の課税を行います。	同上

(説明)

1. 地代に対する基本的な考え方としては、地代がたとえ無料であっても、貸主や借主に税金がかかることはありません。地代がタダの地域であれば、無料で構いません。
2. しかし、地代が有料である地域では、無料であれば、税務署は「借地権」という、仕組みを使って課税してきます。(当事者同士が、借地権の認識があって行われたものではないので、税務署の「認定借地権」といわれます。)
3. 税金がかかる場合は、税務署が考える地代(「相当の地代」といいます)をもらっていない(または、支払っていない)場合です。
4. ご質問では、地代が無料ですので、「相当の地代」との差額(ご質問では全額)について、借地権の権利金の認定をして課税していきます。
5. その回避方法は、税務署に対し、将来土地を返還するときに、無償で土地を返還する旨の意思表示をしておくことです。それにより、課税は免除されます。税務署では、「土地の無償返還に関する届出書」という用紙を用意しています。

(ご参考) 認定借地権 について

無償または、低廉で土地を貸付けている場合、税務署は地代差額について、トヤカクいいません。しかし、「借地権課税」とよぶ仕組みを利用して、課税してきます。

社長と会社との間には借地権の認識はないのですが、税務署は当事者の意向を無視して、「借地権」なる概念を創設し、社長から会社に「借地権」を譲渡してものとみなします。

結果、社長には「譲渡所得」課税を、会社には「受贈益」課税をしてきます。地代の差額についての課税は行いません。

19990921QA 株式の売却

会社から、持株を引き取りたいといわれました、理由は何ですか？

(回答)

株主から株式の引き取り理由として、株数減少、資本金減少、株主数減少、株主構成の変化、株主構成比率の変化の観点から、考えることができます。

もちろん、これら以外の理由もあるかもしれません。

	観点		内容	
10	株数減少	11	ROI 比率の向上を目指しているから	
		12	配当減資の節約を図りたいから	
20	資本金減少	21	公共工事受注の資本金基準を満たしたいから	
		22	中小企業の恩典享受のため	
		23	資本金の多寡に応じた、税務上の恩典を享受したいから	
		24	資本金が大きいと、国税局所管法人となるので、これを回避したいから	
30	株主数減少	31	株式関連費用の節約を図りたいから	
40	株主構成の変化	41	第三者割当と同様の効果を目指したいから。(会社が株式を買い取り後、まもなく転売し、結果的にその効果が生まれる)。	
		42	会社が不適當と思う株主の退出を望むから	
		43	既存の株主に転売の兆しが認められ、事前に、転売を回避したいから	
50	株主構成比率の変化	51	ある特定の株主の発言権を強化させたいから(会社所有の株数を増加させて、株主総会における議決権のない株数を増やすことにより)	

19990920QA 株主の帳簿閲覧権

私は、株主として、会社へ行って、何を見せて貰うことが出来るのですか？

(回答)

次の書類を見せて貰うことができます。つまり、正当な理由のない限り、会社は、閲覧や謄写(コピーのこと)の拒否は出来ない書類ともいえます。

	書類名	閲覧	謄写
1	決算書 B/S、P/L、営業報告書、利益処分案	可能	可能
2	定款	可能	可能
3	株主名簿、社債原簿、端株原簿	可能	可能
4	株主総会議事録	可能	可能
5	株主総会委任状、議決権行使書面	可能	可能
6	役員退職慰労金内規	可能	不可
7	会計帳簿ないし書類、附属明細書	可能 100分の3以上の持ち株比率の株主に限定	可能 100分の3以上の持ち株比率の株主に限定
8	取締役会議事録	可能 裁判所の許可が必要	可能 裁判所の許可が必要
9	有価証券報告書		
10	議案の説明に必要な資料		

9番、10番は、上場企業などの大会社にとって、必要となるものです。

(理由)

通常、正当な理由は考えられませんから、見たいと言えば、見られる書類と思って下さい。法律がそう決めた書類なのですから。

(説明)

会社によっては、株主が閲覧権を行使してきた場合、それらの書類がある場合はいいのですが、作成していなかったり、法的な形式を満たしていない場合、いやがるのが、多いようです。

(ご参考)

否応なく見せろという請求がきますから、会社オーナーの方は、自社の情報開示レベル(総務課の意識レベル)とともに、情報の品質(適法性)にも気配りが求められます。

そのような請求への対応の善し悪しが、会社の評判を決めます。間違っても、紛争の兆しとなってしまったのでは、困ります。

私たちは、思った以上に高率課税を受けていると聞きました。本当でしょうか？

(回答)

本当です。見方にもよるのですが、預金の利息に対する課税を思い出して下さい。20%の課税です。

わが国サラリーマンの平均所得は、450万円といわれております。標準家庭であれば、所得税は10%となります。そのサラリーマンが納めている銀行利子に係わる税金は、20%です。じつに、2倍です。

正確には、所得660万円位までは国税・地方税併せた実効税率は、17%となり20%には届きません。

しかも、預金利息に対する税金は、法人税ですと、戻されるのですが、個人所得税では20%との差は、取られっぱなしで、戻されることはありません。

(理由)

理由の一つには、金融商品は、商品別の税金が変化するのは、好ましくないとする考え方も、があるようです。

(説明)

預金金利に対する課税制度は、源泉分離課税制度です。申告納税制度へ移行しますと、法人税のように戻されることとなります。現在、そのようにしてはどうかという意見が出ているようです。

仮に、変化があるとすれば、平成13年4月1日からと思われます。

その日から、上場株の売却益課税が強化されます(現行、売却額の1.05%課税から、売却益の20%課税(地方税は、別途に6%)に変更)。

これらの強化に併せてサラリーマンの高率課税にも改革があるのかもしれませんが、あと、1年半、どのような制度になるか、予断を許しません。

19990916QA 法人税の確定申告書の提出先

会社を移転しました。しかし、登記簿上の本店所在地は、変更しておりません。税務署に、移転した旨の意思表示をしないまま、新住所地を管轄する税務署へ確定申告書を提出しました。提出した確定申告書は、有効なのでしょうか？

（回答）

提出した確定申告書の効力は、有効です。問題はありません。

そのような場合の不利益としては、税務署の意思表示は、一応は、従前の納税地になされますから、聞き漏らしてしまうおそれがあるのかもしれませんが。

なお、従前の税務署へ提出しても有効です。どちらもOKです。

（理由）

税務署は、法務局の登記がどうなっていようと、これに関係なく、確定申告書は、会社の所在地（ご質問では移転先）を管轄する税務署に提出せよ、としているからです。

（説明）

登記面は、変更事実の発生後に変更申請をして記録変更がされます。変更事実の発生時から登記面の変更時までの会社について、権利関係が、どうこうなるわけではありません。納税地変更の届けの有無も、これと同じ理屈です。

私たちの感覚では、確定申告書の提出地が重視されますが、税務署は、納税地を重視します。つまり、税務署は、確定申告書の提出先よりも、納税地を先に決定します。納税地が決まってから、確定申告書の提出先が、引きずられるようにして、決定する仕組みとしております。そんなわけで、申告書の提出先のご質問でありながら、納税地変更について回答する手順となりましたこととお詫び申し上げます。

（ご参考）

納税地の移転があった場合、届出ることとされております。

届出は、移動前の納税地と移動後の納税地の2カ所を記載した書面を移動前の税務署と移動後の税務署の2カ所へ提出する方法です（法第20条、施行規則第18条）。

個人の住所を動かすときは、転出証明みたいな書類を貰って、新たな住所の区役所へ提出する必要があるため、2カ所の役所へ出向くことになります。けれども、納税地変更は、そのテの書類をくれるわけでもないのに、2カ所に届け出なければならないとされております。税務署相互間の情報ネット網が整備されたようですが、私たちへの恩恵は、まだまだ、先のようなです。

届出の様式は法定されていませんので、用紙も書式も勝手に構いません。移動前の納税地と移動後の納税地さえ記入していれば、いいのです。なお、税務署に「納税地の移動の届出書」という用紙も用意されていますので、それを利用して提出することもできます。

19990916QA 法人税の申告期限の延長のメリット

当社にとって、確定申告書の提出期限の延長許可は、必要なのでしょうか。

(結論)

検討材料として、延長メリットを挙げてみます。詳細は、表をご参照。

1. 法定申告期限が1ヶ月間延長と同時に、更正の請求期限が1ヶ月間延長されますので、確定申告後のことが、ジックリ、考えられます。
2. 納付期限経過後に税金を納付した場合、低い金利の適用期間が3ヶ月間あります(許可がなければ2ヶ月)
3. 低い金利の適用期間の内、最初の1ヶ月分は損金参入が認められ、法人税の支払額を減らすことができます(許可がなければ出来ません)

3月末決算法人を想定した表です

	項目	許可あり	許可なし
1	確定申告書の提出期限	6月末まで	5月末まで
2	更正の請求の請求期限	翌年の6月末まで可能	翌年の5月末まで可能
2	税金の納付期限	5月末まで	同左
4	納付が遅れた場合のペナルティー	6月分	延滞税 = 損金参入不可 同左
		7月分	延滞税 = 損金算入不可 同上
		8月分	同上 同上
		9月分以降	同上 年利14.6%

(説明)

一方において、商法が法律上認める、決算承認をする株主総会の開催期限は、決算日後3ヶ月以内です。他方、税法は確定申告について、決算承認を受けた決算書に基づいて、かつ、2ヶ月以内に申告せよ、と義務づけております。

会社の基本法は、商法ですから、税法によって延長申請を上げて、許可を下ろして貰う性格のものではないのですが、税務署は、強制的に2ヶ月以内の申告を義務づけてしまった関係から、商法では適法なのに、税務署の許可をいただければ、税法ではアウトという、イビツな構造になっております。

困るのは、商法上適法に、決算日後3ヶ月以内の株主総会で決算承認を受けたにもかかわらず、上記の延長許可を受けていない場合です。現在のところ、救済措置はありません。許可は、事業年度開始前に下ろしていただかなければならないからです。

19990915QA 会社の整理方式について

会社を整理したいのですが、売却するのがいいか、解散するのがいいか？

(回答)

会社の整理には、株式の売却が有利です。

(理由)

税務上の有利さから考えますと、株式の売却が税金流出を少なくしてくれるからです。

(ご参考)

	項目	売却	解散
1	入金根拠	売却代金として入金	残余財産の分配として入金
2	課税方式	譲渡所得として分離課税	配当所得として総合課税
3	税率	国税20%のみ 地方税6%のみ	通常の所得税率、つまり、 最高であれば、国税50%、地方税15%
4	土地が大量にある場合	「土地類似株式等の譲渡」に該当する場合、土地の売却に伴う税制が適用されるので、注意のこと	
5	配当控除		配当控除が5%か10%あり
6	法人の課税	法人への課税は特にありません	清算所得に対する法人税の課税があります。 見方を変えると、法人税と個人所得税と2重に課税がされるみたいなこととなります。

(説例)

残余財産50百万円を有する、資本金10百万円の会社を整理するとき、売却であれば、40百万の売却益に26%の課税で10百万円の税金流出です。解散ですと、配当金40百万円に65%課税で26百万円の税金流出です。

19990907QA グループ間の資金移動について

グループ会社間で、資金需要に明暗があり、資金の相互移動をする必要があります。その際、資金移動の方法や手段について何かヒントがあれば教えて下さい。

(回答)

資金移動は、大雑把に言って投資、融資、代金決済、無償供与の4つです。

グループ間での資金移動は、次の3番の中から、考えることをお勧めします。

グループ会社では、グループ統括責任者の意識不足、甘え等により、グループ外の会社との取引であれば、有償取引であるものが、無償でなされている場合がよくあります。そのような取引をグループ相関図などを作って、見い出してはいかがでしょうか。

SOHO やアウトソーシング市場が充実し始めました。その市場では、思いもつかない商売が成り立ちだしておりますし、取引単価も成立しております。

そんななかから、貴社においても、税務的なリスクを避けた、客観的な商取引を成立させることができるかもしれません。

営業業務担当者の派遣、マーケット維持、商標管理、類似商売排除、新市場調査、企業ビジョン作成支援、倉庫業務、在庫管理業務、管理業務の人材派遣、内部監査派遣、文書整理・管理、議事録作成、登記代行、社会保険業務代行、労働保険料の負担者見直し、生保・損保業務代行、アプリケーションソフトの時間貸し、基本ソフトの使用料、ホストコンピュータの使用料、データ処理料、パソコン利用マニュアルの作成料、パソコン使用教育、生涯教育料、社員教育、家賃改定、出向者給与の負担割合調整、余剰人員受入、など。

項目と内容	効果と税務上の配慮
投資 出資です。資金提供をして、株式を手に入れます。回収は通常しません。既存株式の利益消却、有償減資もあります。	通常、第三者割当となりますから、既存の他の株主との支配割合が変化します。 支配割合の変化により、受贈益が生まれ、課税を受けます。
融資 貸付です。資金提供をして、債権を手に入れます。回収は必ず行われます。	仮に、回収不能な貸付であれば評価損が生まれます。現在の銀行役員の責任問題もこれです。 評価損の計上をした場合、税務から時期早尚として否認を受けることがあります。
代金決済 売買取引です。資金提供をして、品物を買入れ入れます。回収は、買入れ物の転売によりなされます。	固定資産売却や転売可能な対象となる商品の存在と、商品知識がなければならぬし、販売チャネルをもたないまま商品仕入れをしても滞留在庫となります。 滞留在庫について、評価損の計上をした場合、融資と同様に否認の可能性があります。また、仮に、口銭商売の様に置き場渡しの取引であれば、無償供与となります。
その他 見返りのない資金提供や法律上の制裁金支払い等によるものです。	寄付金、あるいは交際費は有税取引です。 制裁金とは、例えば、大株主がした6ヶ月以内の投資先の株式売買による証取法上の制裁金等を言います。

19990907QA SOHO が注目される理由

SOHO について、お教え下さい。

SOHO について、いろいろな見解がありますが、一つの見解として、最近の新聞紙面を、次に取り上げてみました（平成 11 年 9 月 6 日日経紙面から）。

項目	内容
1 なぜ注目されるのか	新しい働き方の一つとして注目（生き方と言えるのかもかもしれない）
2 注目される背景	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消費者のライフスタイルが変化し、仕事と通勤をワンセットと考えなくなってきた。 ・ 女性の社会進出が進み家庭近くでの仕事への需要が出てきた ・ 若者のライフスタイルが変化し、新卒者の既存企業への就職希望が低下してきた ・ 高齢者は社会活動の受け皿として SOHO 設立を始めた
3 SOHO 向けのニュービジネスとは	<ul style="list-style-type: none"> ・ ニッチ市場：大企業では手が回らない市場や気づいていない市場への参入 ・ 成熟市場：停滞気味の産業へ独自技術導入により参入 ・ 独占市場：規制緩和産業への参入
4 SOHO 立ち上げ時のリスク軽減措置は	<p>SOHO では、設備や人材をいきなり所有することなく、借りたり・融通しあいながら運営している点に注目して下さい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ リースビジネス ・ 文具類宅配サービス ・ シッピングサービス ・ パッキングサービス ・ 秘書箱レンタルサービス ・ 経営機能（総務・経理・人事）支援ビジネス ・ セールス・レップ（営業支援） ・ 売掛金回収サービス ・ ベンチャー・キャピタル ・ エンジェル ・ インキュベーター ・ パイロットオフィス ・ 自宅兼オフィスの都心型ビルの供給 ・ 省スペース型の高性能情報機器の供給 ・ 自治体支援 ・ コーディネーター配備 ・ 産業活力再生特別措置法
5 今後の動向	意欲と力量をもつチャレンジ精神旺盛な個人ベンチャー事業者が多数見込まれる
6 注釈	日経紙面も、そうですが、用語としては SOHO もベンチャーもほとんど区別なく、用いられているのが実状です。

19990903QA 有形固定資産の償却方法の届出について

弊社にとって、有形固定資産の償却方法の届出は、必要ですか。

(回答)

有形固定資産の償却方法の届出は、必要ありません。

(理由)

法人税法は、減価償却の方法の届出がないときは、税務署が一方的に定率法償却（建物は定額法）と決めてしまいます。ですから、一方的に決められたことについて、不服がなければ、特に、届出の必要はないからです。

(ご参考)

会計上の減価償却方法は、固定資産から生まれる収益の状況、固定資産の利用状況等から決定されます。

しかし、税務上の減価償却方法は、これとは異なる観点から、選択されるのが普通です。つまり、定率法は、早期に、減価償却費の枠を多くとれる方法ですから、早期に大きな金額を減価償却できますので、節税効果もあります。そこで、税務上、定率法を採用している会社が多いのです。

その後の、減価償却方法（の採用名称）の変更は、税務署の許可の下に認められるものです。当初の減価償却方法（の採用名称）の届出は、税務署への一方的な通知で済んだのと対照的です。ご注意ください。

届出の様式は適当で良いのですが、税務署に「減価償却資産の償却方法の届出書」用紙が用意されています。また、償却方法を変更する場合には、「減価償却資産の償却方法の変更承認申請書」用紙が税務署に用意されています。

19990901QA 青色申告は必要か

当社は、青色申告を続けるべきでしょうか？

（回答）

もし、青色申告の恩典を利用しておらず、将来的にも利用しないのであれば、青色申告を継続する必要はありません。

（説明）

将来、青色の恩典を受けなくなつたときに、許可を貰えば、翌事業年度から青色申告が出来ますので、白色申告にしても問題はありません。

経理顧問の専門家の雇い入れも、アウトソーシングです。アウトソーシングで重要なことは、提供を受けるサービスの品質判定です。青色申告についても、基本的な事項をジックリ聞いて、貴社にとって、真に必要なことだけに限定するのがよろしいと思います。

（ご参考）

1. 青色申告の恩典は、減価償却の特別償却や割増償却、種々の準備金制度、欠損金の繰越控除（5年間）更正処分の理由開示です。
2. 法人税率の引き下げ国会の資料として、税務署が発表したところによりますと、青色申告の恩典の利用状況は、大企業や特定の産業に限られて、利用されているとのこと。
3. 恩典とともに、青色申告には、義務もあります。税務調査時に帳簿の開示義務です。いまどき、正確な帳簿をパソコンなどで作らない会社はありませんが、よけいな、詮索を嫌うのであれば、税法上認められた白色申告の制度にのっとって、帳簿を見せないのも一つの見識です。
4. 青色申告の場合、税務署から更正処分を受ける場合、更正理由が開示されることになっております。しかし、更正理由を開示したくないときは、青色申告の取消処分をし、次いで、更正処分をすることも言われます。従って、これが、果たして、恩典かどうかは、分かりません。

1. 青色申告と白色申告の恩典の相異及び、実際の利用状況

制度名	税務調査時の帳簿の義務開示	恩典	
		項目	利用傾向
青色申告	あり	準備金、特別償却	中小企業での利用は稀
		欠損金の繰越	将来5年間の利益と相殺して納税額の減額可能
		更正時の理由開示	
白色申告	なし	欠損金の繰越控除	災害時による損失のみ、翌期以降5年間の繰越可能

2. 設備の除却・売却損に限定して7年間の繰越が認められることになりそうです。

19990901QA 確定申告書の提出期限の延長について

当社は、3月決算法人です。申告書の提出期限は5月末ですが、今回、6月初旬の提出となりそうです。これは、認められるのでしょうか。

(回答)

期限後の申告書の提出は、期限内の申告とは認められません。

(理由)

税務署は、確定申告書の提出期限(税金の納付期限ではありません)について、延長を許可した会社にのみ認める方針を取っております。したがって、貴社のように、事前に許可を受けないまま、期限後の申告書の提出は、「期限後申告」と呼ばれ、不利な扱いを受けることとなります。

(説明)

確定申告は、株主総会の承認決議を受けた決算(これを、「確定した決算」と呼びます)に基づいてしなければならないとされております。

けれども、貴社のように、商法上は適法に株主総会がなされているにも係わらず、決算承認の株主総会期日が、確定申告期日を超えている場合、税務上の救済措置は、ありません。

貴社が申告期日(決算後2ヶ月目)までに決算が確定しないのですから、法人税の申告書の提出は、事実上できません。仮に、未確定のまま提出しても無意味ということになります。

これは、税務が、経済社会に対し、商法上の適法性レベルを上回るような網をかぶせている典型例と言えなくもありません。

申告書の提出期限の延長申請の許可を受けたい人は、税務署に対し何らかの意思表示をして許可を受けます。本来、書式は問われませんから、適当に書いた文書の提出でもいいのですが、税務署に用紙が用意されております、これを利用することもできます。

用紙の名称は、「申告期限の延長の特例の申請書」です。似たような表題の用紙もありますから、お気をつけ下さい。

(ご参考)

商法上の株主総会期日の規定は、株主総会は決算日後3カ月以内にすればよいこととされております。つまり、決算期後2カ月以内に決算承認総会を開くこととし(定款記載不要)、3カ月以内にする場合のみ、定款でその旨を定めておけばよし、とされております。

申告書の提出期限の延長制度は、法人税の制度です。消費税にもそのような延長制度はありますが、一般法人については、政策的に延長制度は認められておりません。

19990901QA 源泉所得税の納期の特例について

当社は、「源泉所得税の納期の特例」の許可を受けておくべきでしょうか。

（回答）

資金的なリスクの面からは、特例申請をして、許可を受けておくべきだと思います。
実際に、徴収した源泉税について、毎月納付から年2回納付へ切り替えるかどうかは、経営スタンスの問題としてお考え下さい。

（理由）

会社の資金の流れの観点より、事業を見直そうという気運（キャッシュ・フロー経営）からすれば、年2回納付は、商売上の資金と混同されて、資金管理を甘くする危険があります。

従来、利益管理は、机上の管理でした、資金がなくとも利益があればよく、不足資金はバンク調達でした。これからは、自社で資金の取り回しが必要です。

また、従来方式の決算書では、資金の流れが見えません。仮に、従来方式の決算書の体裁を取りながら、資金の流れを把握するためには、月次ベースでの未収・未払を縮小しておく必要があります。そんな意味から、徴収済みの源泉税の納付回数をお考え下さい。

（ご参考）

- 1 . 従業員の給与から徴収済みの源泉所得税は、年2回（7月10日、1月20日）に分けて納付することができます。
- 2 . 年2回納付にしたいときは、税務署に対し、その意思表示をして、許可を受ける必要があります。
- 3 . 許可を受けたい人は、適当に書いた文書の提出でもいいのですが、税務署に用紙が用意されておりますから、これを利用することもできます。
- 4 . 用紙の名称は、「源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書兼納期の特例適用者に係る納期限の特例に関する届出書」です。
- 5 . 許可されますと、徴収済みの源泉所得税の納付は、以下のようになります。
1月から6月までの徴収分は、7月10日までに納付します。
7月から12月までの徴収分は、翌年1月20日までに納付します。

19990901QA 法人税の確定申告書の書式および添付書類について

法人税の確定申告にあたり、提出する書類について教えてください。
なお、様式が法定されているとのことですが、その点も含めて教えてください。

(結 論)

法人税の確定申告にあたり、税務署に提出する書類は、大きく分けて、確定申告書と添付書類の2つです。

1. 法人税の確定申告書とは、別表1(1)から別表16(6)までをいいます。
2. 法人税の確定申告書に添付する書類は、次の5つの書類から構成されております。
 1. 貸借対照表
 2. 損益計算書
 3. 損益金の処分表
 4. 勘定科目内訳明細書
 5. 資本積立金額の増減に関する明細書

(説 明)

1. 別表に、該当する事項ないし記載すべき事項のない場合、別表に、該当事項のない旨、あるいは、記載すべき事項のない旨を記載して提出しなくとも構いません。
2. 別表16(減価償却に関する明細書、繰延資産の償却に関する明細書)は、その書式を使用せずに、他の書式により提出することもできます。
3. 申告書に添付する書類は、株主総会において承認された決算書で、確定申告書の作成基礎となった決算書です。作成していない書類については、添付する必要はありませんし、作成していない旨を記載した文書の提出も不要です。

19990901QA 法人税確定申告書への社長の捺印について

法人税の申告書を提出するにあたり、社長の署名、捺印が必要ですか。

(回答)

税務署へ法人税の申告書を提出する場合、社長の署名、捺印は、必要です。

以下の表で、要点を、列挙しました。

	項目	内容説明
1	署名・押印の要否	自署するとともに、自己の印による押印が必要です。
2	自己の印とは	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会社の代表者印ではありません。個人印です。 ・ 「代表社印でなくとも構わない」と言っているわけではなく、代表印を押すことによって「総務部長が勝手に押印しました」という逃げ口上は認めないという、税務の姿勢です。お気をつけ下さい。
3	自署・押印する人	<ul style="list-style-type: none"> ・ 代表者です。申告書作成時における代表者です。 ・ 申告書は確定決算に基づいて作成します、つまり、株主総会で承認決議された以降の決算書に基づいて作成されます。 ・ したがって、定時株主総会で役員改選があったときは、改選後の役員となります。 ・ 複数の代表者を設ける会社では、代表者1名の自署・押印でかまいません。共同代表制度を設けている会社では、共同代表全員の自署・押印が必要です。 ・ 仮に、社長に代表権がない場合、社長の自署・押印ではなく(税務に表見代理はあり得ません) 役職名の如何にかかわらず代表権を持っている人の自署・押印です。
4	自署・押印のない申告書の有効性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自署・押印のない申告書であっても、申告の効果は左右されません。税務署は有効な申告書として受け取ります。 ・ ついでに参考として言えば、仮に、確定した決算で申告していなくとも、税務は、確定した決算に基づいて申告されたと、一方的にみなすことになっているようです。 ・ では、なぜ、代表者の自署・押印を要求するのか。税務とは、分からないもんですネ。
5	自署・押印のない申告書を税務署へ提出した者への処罰	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1年以下の懲役または20万円以下の罰金 ・ ただし、情状により刑の免除も可。

免税事業者の売上高は、3000万円ですか、それとも、3150万円ですか？

(結論)

免税事業者の売上高は、3000万円を基準として、判定します。

(説明)

東京地方裁判所で、平成11年1月29日に判決の言渡しがあり、「免税事業者である課税事業年度の課税売上高の算定は、いわゆる税込み課税売上高から課されるべき消費税相当額を控除すべき額」との判決が出ております。

判決理由として、消費税法の導入にかかわる国会での審議内容からしても、また、当時の解説書にも3150万円と解説しているものは一切見あたらなかったなどを理由として挙げられております。

本来、3000万円免除の制度は、「単純に越えたら課税事業者だ」とするものです。つまり、売上高を単純集計した結果が、判定金額を超えたか否かを判定して、決めるものです。

簡易課税制度の、判定金額2億円は、すでに、消費税申告をしている人を対象にしていますから、税込価額で判定する理由がないのと対照的です。

平成元年4月の消費税の創設当初は、売上高から消費税額を差し引いて判定しろとするものではなかったのですが、訴訟判決となり、確定的に、決着した事になります。

(12年4月1日追加説明)

7年11月28日更正処分。売上高30,529,410円の事業者を課税事業者と処分した。

同年12月25日解釈通達発遣。内容は免税事業者の課税売上高は消費税込みとする。

12年1月13日控訴審判決でも控訴人敗訴。

12年1月26日上告。

消費税第9条には、「事業者のうち、課税売上高が3千万円以下の者については、消費税を納める義務を免除する」とあります。

第9条は、いかなる場面でも、重要な意味を持っております。憲法しかり消費税しかりです。消費税の第9条では、本来、誰もが消費税の納税をすべきものであるが、特別の配慮をもって、3千万円に満たない者の納税については、免除をうたっています。

でも、判決通りであれば、このような特別な配慮は、一体、何だったのでしょうかネ。

普通のサラリーマンが年末調整も終わっているのに、ある日突然、税務署から確定申告を免除するといわれたとしたら、喜ぶのでしょうか、それとも、確定申告書の提出義務なんて元々ないじゃないかと、反発するのでしょうか。反発承知で、規定する税法でもないような気がするのですが、不思議な一審および控訴審判決でした。

19990830QA 法人設立の届出書類

法人設立にあたり、税務署等（国県市町村）への届出書類について、教えてください。

（回答）

権利を認めてもらう場合のみ、10番の中から、該当書類を提出して下さい。設立後すべての書類について届出をしなければならないわけではありません。

なお、提出しなかった場合でも、罰則はありませんし、とりたてて、不利になるわけでもありませんし、課税されないわけでもありません。要は、会社として、都合のつく範囲内で、提出するかどうか、決めればいいのです。

		設立時のみ必要な書類	それ以外のときにも必要な書類
10	権利を認めてもらう書類		11・12・13
20	設立報告のための書類	21・22・23・24・25	26
30	その他の書類		31・32・33

（断り書きのない書類は、全て税務署提出用。）

番号	書類の名称	未提出時の罰則規程
10	11 青色申告の承認申請書	なし
	12 源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書兼納期の特例適用者に係る納期限の特例に関する届出書	なし
	13 申告期限の延長の特例の申請書 国税、都道府県税、事業税、市町村税、事業所税 住民税は、国税の延長承認事実をもって、自動的に延長と認められます。ただし、国税の延長承認を受けたことを届け出させている場合がありますが、任意です。	なし
20	21 法人設立届出書	なし
	22 事業開始等申告書（都道府県へ提出するもの）	なし
	23 法人設立申告書（市町村へ提出するもの）	なし
	24 消費税の新設法人に該当する旨の届出書	なし
	25 事業概況書	なし
	26 給与支払事務所等の開設・移転・廃止届出書	なし
30	31 有価証券の評価方法の届出書	なし
	32 棚卸資産の評価方法の届出書	なし
	33 減価償却資産の償却方法の届出書	なし

（説明）

青色申告の承認申請書は、準備金、特別償却制度（殆どの中小企業には、関係のないものです）や欠損金の次年度以降への繰越権利が欲しい場合は、11・青申の申請を考慮することになります。常に青色でなければならないわけではありません。

これらは様式や書式が法定されていませんから、ワープロなどで適当に作っても要件が満たされる限り、有効に受け付けてくれます。その方が書類（ファイル）管理が楽。

19990824QA 税効果会計について

税効果会計について、簡単に教えてください

税効果会計の適用対象は、別表 5(1)に記載される項目と別表 7 に記載された項目について適用されます。

税効果会計を取り入れるケース	ケースの説明	具体例	申告
10. 資産の含み損対策をしている場合	各種の資産をについて、税務署で認められた枠にこだわらず、正しく含み損を決算に反映した場合、税効果会計が適用されます。	11. 減価償却の超過額 12. 引当金繰入超過 13. 評価損の否認額 14. 貸倒損失の否認額	別表 5(1)
20. 未払税金対策をしている場合	税金の未払い額について、税務署で認められた枠にこだわらず、正しく含み損を決算に反映した場合、税効果会計が適用されます。	21. 未払事業税	別表 5(1)
30. 税制上の恩典対策をしている場合	税制上、各種の恩典制度が存在しますが、税務署は、必ずしも、商法上適法な方法によらなくとも、恩典適用を認めます。 仮に、会社が、商法上適法な方法により、恩典適用をしている場合、税効果会計が適用されます。	31. 準備金 32. 圧縮記帳 (いずれも、利益準備金方式のものです)	別表 5(1)
40. 過年度計上の損失がある場合	繰越欠損金は、税効果会計そのものといえます。	41. 繰越欠損金	別表 7

具体的な申告書の書き方は、従来とほとんど差異はありません。変更があるとしたら、簡単にいえば、別表 4 の 1 番「当期利益または当期欠損の額」と 5 番「損金額に参入した納税充当金」欄の金額との間で、同額のイリクリが生じる程度です。

重要と思われる文書は、「商法と企業会計の調整に関する研究会の報告書」(平成 10 年 6 月 16 日 法務省・大蔵省)です。非公開会社をはじめとする全ての会社に対する、税効果会計の基本的な適用スタンスが述べられております。

19990820QA 地代が無料の場合について

社長所有の土地に、会社が建物を建築し、利用します。地代は無料です。
この場合、税金はかかりますか？

(結論)

社長にも会社にも税金がかかります。

(理由)

	課税の有無	課税理由	課税回避策
社長	所得税(譲渡所得)がかかります。	税務署は、社長には、「(認定)借地権」の譲渡があったとみなして、譲渡所得を認識し、これに課税します。	税務署に対し「将来土地を返還する時に無償で土地を返還する」旨の意思表示をしておけば課税は免除されます。
会社	法人税がかかります。	会社には、会社が社長から借地権を無償取得したとみなし、これに課税してきます。経済的利益に対する受贈益課税と呼ばれるもので、「認定借地権の無償取得」のことです。	

(説明)

1. 地代に対する基本的な考え方として、地代が無料であっても、借り主や貸し主に税金がかかることはありません。地代がタダの地域であれば、無料でいいのです。
2. しかし、地代が有料であるべき地域において、無料であれば、税務署は、「認定借地権」という仕組みを使って課税してきます。
3. 税金がかかる場合とは、常識的な地代(税務用語では「通常収受すべき地代」といいます。)をもらっていない(または、支払っていない)場合です。
4. 地代が無償ですので、「通常収受すべき地代」との間の差額(この質問では、全額)について税金がかかってきます。

(ご参考)

認定借地権について

無償または低廉で土地を貸し付けている場合、税務署は地代差額について、トヤカク言いません。

しかし、「借地権(認定)課税」と呼ぶ課税の仕組みを利用して課税します。

つまり、社長と会社との間に借地権の認識はないのですが、税務署は当事者の意向を無視して社長に「(認定)借地権」なる概念を創設し、社長から会社へ「(認定)借地権」を譲渡してものとみなす仕組みを作り上げ、個人には譲渡所得課税を、会社には受贈益課税をしてきます。

課税時期は、事情により、スタート時期となるのか、その後になるのかマチマチです。

19990802QA 帰郷旅費について

帰郷旅費は、会社経費となり、したがって、本人からの源泉徴収の対象にもしくなくていいのですか？

（結論）

帰郷と同時に行った職務が、必要なものであれば、会社経費と認められます。

つまり、帰郷旅費を支給するようなケースでは、同時に行われた職務遂行について、その事実が証明できる限り、会社経費と認められます。

しかし、帰郷旅費の計算方法や、世間相場から逸脱する部分については、会社経費と認められません。

会社経費と認められない場合は、本人にとっては給与加算となり、会社にとっては法人税の追加払（役員のみ）と源泉所得税の源泉徴収義務が発生します。

つまり、その方が役員であれば、本人にとっては役員の臨時賞与となり、会社にとっては法人税の追加払いと源泉所得税の源泉徴収義務が発生します。

さらに、法人税にも源泉所得税にも、加算税と延滞税が加算されます。

（理由）

会社の経費と認められるための一般的なルールとして、会社の職務としての必要性について検討し、必要のないものであれば、会社の経費と認めないルールとなっています。

これは、税務からも、会社の経営管理面からもいえることです。

なお、会社の職務として必要か否かは、後日、文書などによって、確かめ得る形式で整備することが望まれます。

（説明）

単身赴任者の帰郷旅費が会社経費と認められるための、要件は、次のとおり。

1. 旅行の主目的が、職務遂行であること
2. 帰宅は、職務遂行上、必要な旅行に付随した帰宅であること
3. 帰郷旅費の算出方法が、社内の職位を通じて、適正なバランスをもった計算根拠に基づいて算出されたものであること
4. 帰郷旅費の支給額が、他社と比較して不相当な額でないこと

ただし、税務の扱いとしては、上記のルールに、著しく逸脱しない限り会社経費とする（本人の所得加算としない）ことにしているようです。

最近の税務訴訟について、トピックなものを教えて下さい。

(回答)

2つのおもしろい判決が、本年6月、昨年5月に出しております。

税務署の推定に歯止め

高裁判決は、法律の根拠なしに、当事者が用いた法律形式は、異例であるとして、当事者の取引について、通常用いられる法形式に引き直して、それに対応する課税を行う権限は、税務署にはない、と判決しました。

当事者間で、いかなる契約形態もとり得るのが民事の一般原則です。しかし、税務署は、当事者が用いた法律形式は、異例であるとして、当事者の取引について、通常用いられる法形式に引き直して、それに対応する課税を行ないました。

事例

土地Aの売却譲渡代金7円をもって、土地Bを購入取得し、代金4円部分は相殺し、相殺差額3円を現金授受した。契約書面は、「交換ではなく、売買とその代金の相殺」という法形式を採用していた。

税務署は、当事者が用いた法形式は譲渡所得に対する税負担の軽減を図る目的であったことが推認できる」として、土地Aの売却譲渡代金7円をもって、土地Bを交換入手し、交換差額3円を現金授受した取引(つまり、補足金付き交換契約)を隠蔽し、上記のような交換ではなく、売買とその代金の相殺取引を仮装したものであり、契約の実質は、所有土地の売却代金と交換土地と別途に支払われた相殺残金」であるとして3円に課税をしていたものです。

税務署の推定を否定

地裁判決は、以下の2つの理由から、申告漏れの2区画の譲渡事実を隠蔽する意図の下に、1区画のみ申告したものと認める証拠はないとして、税務署の主張が退けられ、重加算税を免れております。

納税者にとって納税資金の不足はあるが、資金捻出に困る人ではなかったこと。

納税者の申告前および申告後の行為には、事実の隠蔽または仮装および税務調査を困難ならしめるような特別の事情はなかったこと。

事例

土地3区画の売却後、1区画のみ申告し、税務調査後、残り2区画について修正申告した。

税務署は、2区画の申告漏れは、悪質であるとして、重加算税を課した。悪質とは、納税者とその国税の課税標準等または税額等の計算の基礎となる事実の全部または一部を隠蔽し、または仮装し、その隠蔽し、または仮装したところに基づき納税申告書を提出していたとき」とされております。

その証拠として、確定申告期限日現在の預金残高は不足しており、申告漏れに係わる所得税の納付は困難な状況にあった。この状況から、納付資金不足を起因とした過少申告であり、課税を免れることを意図して作為的に行われたものと推認されるとして、重加算税を課していた。

P F I (プライベート・ファイナンス・イニシアティブ) について、教えてください。

(回答)

P F I (プライベート・ファイナンス・イニシアティブ) は、社会資本の効率的な整備を促すため、公共事業に民間手法を取り入れる事業です。同時に公的サービスの向上や技術革新につなげることができる事業ともいえます。しかし、日本のP F Iの法案では、P F Iの対象を社会資本の整備に限定しており民間からサービスの提供を受けるという考えが欠落している。という批判もあります。

P F Iについて、最近の日経新聞紙面からまとめてみました。

項目	内容	
P F Iに適した事業	<ol style="list-style-type: none"> 1. 設計、運営などに創意、工夫の余地があり、革新的な方法を生み出すことが期待できる分野 2. 建設より運営の比重が高い分野 3. 効果の測定が容易な分野 4. ある程度の規模のまとまりがある分野 	
P F Iの種類	<ol style="list-style-type: none"> 1. 公的負担のない自立型 2. サービス購入型 3. 官民共同出資のジョイントベンチャー型 	
日本版P F Iを成功させる条件	<ol style="list-style-type: none"> 1. 景気対策を目的としないこと 2. 税金を国民のためにより有効に活用しようという視点を大切にすること 3. 市場原理に基づき、民間主導で運営すること 	
日本版P F Iを成功させるための具体的な条件	執行体制面	<ol style="list-style-type: none"> 1. 事業を監査する機関を設ける---新たな機関設置か会計検査院の機能拡大で対応 2. 自治体の事業の相談を受ける機関を設ける---個別の自治体がバラバラに情報収集するのではなくそれを蓄積し、何時でも相談に応じられる機関を設置すること
	執行組織の運営面	<ol style="list-style-type: none"> 1. 委員や職員に民間人を登用すること 2. 組織の存続期間を限定すること
	制度面	資金提供者として大きな役割を担う金融機関が参加し易い仕組みの整備する
	手続き面	<ol style="list-style-type: none"> 1. 公平性、透明性の確保が必要 2. 情報公開が必要

各種届出書や事前申請書をどう思いますか

(結論)

税務における各種届出書は、なくてもいいのですが、届出書や承認申請書を提出することにより、事前アナウンスを受けられるメリットがありますから、提出について任意な制度にしてはどうかと思います。

(理由)

次の理由から、届け出は任意にしてはどうかと思います。

1. 届出書や申請書は、提出されないからといって税金に関する限り、第三者への不測の損害は考えにくく、規制する理由に乏しいからです(例えば、建築確認申請には、日影規制により隣人への日照確保というメリット)。
2. 届出書や承認申請書を提出することにより、各種の法定期限(中間申告など)について、事前アナウンスを受けられるメリットがありますがけれども、事前アナウンス(中間申告書の送付)などを税務署側で失念したときような場合、納税者側から「中間申告義務は存在しない」と主張することは出来ません。つまり、メリットとは言っても、信頼は出来ないのです。
3. 税務署側にとっても、納税者から提出された各種届出書や申請書の保管スペースや書類整備の労働コストの低減が図れます。

(説明)

申告書をはじめ税務に係わる書面は、国と納税者の間を行き来する交換文書です。二人の間を行き来する交換文書ですから、これにより、他人が不利益になることはありません。

1. 減価償却方法を定額法から定率法への変更を事前届出しなくとも、近所の人困る訳じゃない。
2. 消費税の本則課税か簡易課税かで、隣人は苦労しません。また、消費税における簡易課税方式を採用においては、事前届出を、実に、申告書提出期限の14カ月前に提出しなければなりません。企業にとって、そんなに以前の段階で、最適性の意思決定を強いるのは無茶です。
3. 会社は、年1回は決算しなければなりませんから、会社設立や決算日の届出はなたって、12ヶ月待てば判明して問題はないはず。
4. 申告書の提出期限の延長申請がなくたって、もう1ヶ月待てば提出されるはず。なにも、申告書の提出期限の延長申請をしなくたって、近所の人困る訳じゃない(これは、税金納付の期限延長ではありません)。

19990731QA 源泉徴収制度について

源泉徴収制度を、どう思いますか？

(回答)

源泉徴収制度は、任意にしてはどうかと思います。

(理由)

源泉徴収制度は、国の徴税コストを下げるために行われている制度ですが、源泉徴収義務者から見たとき、SOHOなど小さい会社にとっては、極めて、徴税コストの高い制度だからです。

(説明)

源泉徴収制度は、国、源泉徴収義務者、被徴収者の三者によってなされる制度です。

三者の内、国にとっては、税収を確保し、徴税手続きを簡便にしてその費用と労力が節約されます。被徴収者にとっては、確定申告の際にまとめて所得税を納付することによる負担の集中が軽減されます。

上記二者の事柄をもって、便宜な合理的な制度で公共の福祉の要請にかなうものである(昭和37年2月28日最高裁大法廷)とされております。また、諸外国でも広く行なわれている制度といわれます。

でも、次の観点から、源泉徴収制度を再考して欲しいです。

1. 雇用者である会社は、リストラをしても、おぼつかなく、間接部門の人員縮小をしたくとも、源泉徴収事務のためコスト高で、自社の存続すら危ない状況です。それなのに、源泉徴収事務はしなければならないのは、苦痛です。
2. 考えてみれば、簡単なことですが、それぞれの家庭にプライバシーがあります。これを、開けっぴろげてもらわなければ、会社の人事総務部門では、源泉事務が出来るわけがありません。個人情報の大切さが叫ばれながら、なぜ、社内とはいえ、個人情報が、開放されなければならないのだろうか、と思います。
3. 源泉徴収は義務であり絶対に免除できない制度だ、というなら、理由はともかく、各国大使館に源泉徴収義務を課していないという例もあるのだから、源泉徴収は義務化するのではなく、するもしないも企業の任意とさせて欲しい。
4. 便宜な合理的な制度で公共の福祉の要請にかなう制度と言ったって、間接部門のコストを吸収できない小規模企業にとって、合理的でもないし、福祉にも適していない様に思います。

法人税の申告書フォームについて、どう思いますか？

(回答)

定型フォーム以外のフォームを利用することも認めてはどうかと思います。つまり、所得税については、申告諸様式が法定されていませんから、どんな様式（B4版やA3版、巻紙筆字だってOKです）も認めております。

法人税の申告書用紙も、所得税並みに書式を任意にしてはどうかと思います。

(説明)

申告書をごんじがらめのフォームに記入させて提出させる発想が、税務署側で申告書用紙の、納税者向け郵送作業まで生んでしまったのではいかと、思います。

むしろ、すべきは、申告書の各用紙毎に記載される内容に過不足なければ、どんな形式を取ろうともOKとすべきです。そうすると、表計算ソフトを使って、各自が簡単に工夫して作ることができます。

各自の工夫は、結局は、慣習として一定のフォームを、形成していくことでしょう。会計とは、慣習の集合体なので、その方が、なじむのです。

確定申告書の用紙は、納税者の便宜のため、税務署から送付されてきます。今後、不要な用紙については、意思表示（これも、定型フォームへの記入方式）すれば、事前の送付はしないようにするという。これにより、コスト削減となり、ネット税収を向上できるメリットがあるとのことです。

申告書の送付作業は、納税者の便宜のためと言うよりも、申告書を各自が税務署へ取りに来たら、混乱して迷惑するから、しているというのが現状ではないかと思えます。

その理由は次のとおり。

1. 赤字法人が6割に達することから事業税の外形標準課税が取りざたされています。そんなことが分かっているながら、「別表7（欠損金の繰越明細）」用紙が6割の赤字納税者に送付された例を聞いたことはない。
2. 納税者の便宜のためとはいえ、申告書用紙の送付時期は、かなり遅く、商法の規定通りに決算をしている場合、申告可能な時期の開始日（決算日の翌日）にも、決算書に記載すべき納付税額の計算時点（おおむね決算月の翌月20日頃：決算役員会の開催時期です）にも間に合っておりません。
3. 仮に、送付してきた申告書用紙に、用紙の不足があるからといっても、申告時に提出しなかった理由として認めてはくれません。無申告扱いとされます。

19990729QA 信託受益権の贈与について

相続対策として、父親所有の不動産を信託会社に信託します。信託期間中の信託財産の運用益は、子供が受取ります。その場合、税金がかかりますか？
また、信託期間中に相続があった場合、税金はがかかりますか？

(回答)

- 1 信託契約時：父親から子供への信託受益権の贈与として、贈与税がかかります。
- 2 信託期間中：相続があったとき、信託財産（不動産）は父親の相続財産であり、相続税がかかります。信託財産の評価は、通常の不動産の評価額にて行われます。

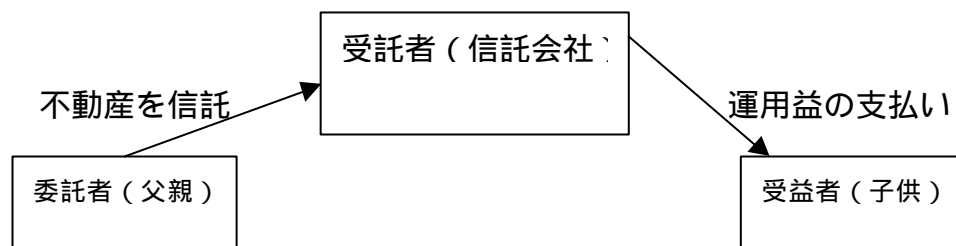
(説明)

1. 信託契約設定後、子供は信託財産から生じる運用益の収入を得ます。
2. 子供は、信託契約時点で、「信託した財産から、運用益を受ける権利」を贈与（信託受益権の贈与）されたものとして納税義務が生じます。（相続税法4条）
3. 信託受益権の評価は、信託期間中の配当総額の現在価値により評価されます。
4. 信託期間中、相続があったときは、信託財産にも相続税がかかります。
5. その理由は、信託契約による信託財産の移転は形式的な移転とされ、実際の所有者は父親とみなされているからです。

(ご参考)

回答にあたって、私どもが想定する信託関係は、次のとおりです。

自己（委託者）の財産を他人（受託者）に移転して、一定の目的に従って、その財産を管理または処分させる契約



- ・ 信託契約時に、登記面上は、委託者の財産は受託者に移転します。
- ・ 移転後、受託者（信託会社）は信託財産を管理・運営します。
- ・ 信託財産から生じる運用益は、信託配当として受益者に支払います。

19990716QA 合資会社の社員が会社に対する債権を放棄した場合について

当社は、債務超過の続いている合資会社です。A 社員（父親）が会社に対する債権を放棄します。この場合、B 社員（子供）に対する贈与税が生じますか？

（回答）

B 社員に対する贈与税は、かかりません。

要件

1. 債権放棄額は、会社の債務超過額に相当する金額以内であること。
2. 合資会社の財政状態は、資力を喪失している場合であること

（理由）

常識的な結論です。この結論を支える税務上の理由は、次のとおりです。

1. 「合資会社」の代表社員（父親）が、会社に対する債権を放棄することにより、社員の「合資会社」に対する出資持分の金額（評価額）は、ともに増加します。
2. 増加額は、父親から子供への贈与がおこなわれたものとして取扱われます（相続税基本通達 9 - 2 ）。
3. 会社が資力を喪失した場合し、かつ、その会社の債務超過の額に相当する金額までの債権放棄であれば、贈与税が課税されることはありません（相続税基本通達 9 - 3 ）。

（説明）

1. A 社員の債権放棄により、出資持分の評価額は、A,B ともに増加します。その増加うち、B に対するものは、A から B への贈与が行われたこととなります。
税務はその場合、会社が資力を喪失し、債権放棄の額が会社の債務超過の額に相当する金額までならば（マイナスがプラスに転じるまでは）、利益を受けたことにはならないものとみなし、A から B への贈与にはならなかったものと扱います。
2. 会社が資力を喪失している場合とは、法的整理や私的整理をいいます。
具体的な税務の言い方は、「会社更生法・和議法等の法令に基づく法定手続きによる整理や、株主総会の決議・債権者集会の協議等により、再建整備のために負債整理に入った場合」といい、さらに、単に一時的に債務超過になっている場合は、会社が資力を喪失している場合には該当しない、ともいっております。
3. 税務のいう、「会社が資力を喪失している場合」は、明確で疑問のない状態です。しかし、多くの場合、そのような形式的な整備の出来ないまま、倒産状態となってしまう会社です。そのような場合は、ご相談下さい。

19990709 QA 土地の転貸について

土地を借り上げて、建物を建築をし、建築後の建物を会社に賃貸します。
土地の賃借人は、会社または個人（個人から会社へ転貸する）のどちらがいいのでしょうか。

（回答）

土地の賃借人は、会社が直接借りても（直接借り方式）、個人が借り会社へ転貸ししても（間接借り方式）、どちらでも構いません。要は、個人と会社との間で、どのような関係を目指すかという、経営目標の問題です。

仮に、下表5番の「新たな問題」を発生させるのが目標であれば、間接借り方式を選択すればいいのです。相続対策の道具となるものです。

しかし、会社が事業譲渡、合併、会社分割、営業譲渡、株式公開などを視野に入れた事業展開をするのであれば、間接借り方式は、足かせとなるでしょう。

また、間接借り方式に、合理的な理由のない限り、株主も税務署も常に注目するところとなり、煩わしさが残ります。

（理由）

	項目	直接借り方式	間接借り方式
1	地代を支払う者	会社	個人
2	転地代を支払う者		会社
3	地代の水準	常識的な地代	同左
4	転地代の水準		個人の支払った金額を超え、近隣相場よりも多少高い金額以内
5	転地代の水準が適当な水準でなかった場合（水準以下の場合）		地代について 個人も会社も、税務署から差額地代について課税されることはありません。 <u>新たな問題</u> 税務署は「借地権の創設とその授受」があったとみなし、個人には譲渡所得税課税を、会社には受贈益課税をしてきます。借地権は差額地代を基礎に計算します。

常識的な地代について、税務は「通常、収受すべき地代」と定義していますが、その水準は、税法・通達等により明確にはなされておりません。

（説明）

地主と個人または会社との間に特別な関係はなく、個人と会社との間に特別な関係があるものとして回答しました。

19990707QA 名義株整理の整理について

当社には、誰の所有する株式が分からなくなってしまった発行済株式があります。そのような株式の取扱い方法について、お教え下さい。

(結論) 以下の、11, 12, 13, 20番の方法があります。

10 自己株式として取得する……取得形態別の自己株式買い入れ価格は次のとおり

	取得形態	取得目的	理論上の株価	実務上の株価
11	使用人へ譲渡する為	転売	売却見込価格	配当還元法など
12	利益消却の為	利益消却	持ち分相当額	純資産額法(非控除型) 純資産額法(控除型)?
13	売り渡し請求に応じる為	閉鎖性維持	加重平均株価	当事者間の合意価格
14	相続株式の取得の為	閉鎖性維持	同上	同上
		経営安定化	清算価値	純資産額法(控除型)

20 合併をする

ある会社を探し出し、その会社が名義株を所有しているものとして(この場合、13を使うことも考えられます) その会社を吸収合併します。合併過程において、自己株式には新株を割り当てない手続を通して、名義不詳の自社の株式を消滅させてしまう方法もあるやに聞いております。

(説明)

11 使用人へ譲渡する

最終的には従業員へ売却してしまうことになります。

12 利益をもってする株式の消却(商法第212条)

会社は株式買い入れ後その株式を消滅する。これにより、資本金額は変化せず、発行済み株式総数とその分減少。法人税及び所得税の面では、納税義務は生じにくい。贈与税の面からは、課税の可能性は残る(相基通9-2)。

13 売り渡し請求に応じる

株式の譲渡制限のある会社において、既存株主Aから、「Bへ売却したいがよいのか?」と会社へ問い合わせてきます。そのとき適当な売り先が指示できない場合は、いったん、会社へ売る(会社が買い取るということ)ことが認められております。そのようにして、自己株式を会社は買い取ります。

14 省略

19990701 QA 購入と同時に寄付した土地の扱いについて

当法人は、建物敷地を賃借して、建物を建築する計画です。建築するにあたって、敷地となる土地に接地する道路幅が不足のため、その不足部分について、自治体から建物敷地を削って、自治体に対し寄付することを要請されました。

土地所有者は、自ら自治体への寄付をすることに躊躇しており、当法人が、不足道路幅部分の土地を買い上げ、その後、寄付をすることにしました。

当社が買い上げて寄付する、別の第三者が買い上げて寄付をする、何れがよいでしょうか？

（回答）

案の貴法人が道路を買い上げて自治体へ寄付するほうが、よいです。

なお、例外とは思いますが、結果的に下記の2番の扱いを受けうる場合もあるかもしれませんが、事前の自治体や税務署との打ち合わせで、取り扱いの方向が分かるかもしれませんので、然るべき窓口での事前相談をお勧めいたします。

（理由）

以下のとおり、1番か、3番のケースと思われます。したがって、煩わしさを避ける意味で、上記の回答といたしました。

1. 貴法人が、道路用地を地主から購入し、自治体へ寄付した場合は、購入と同時に、土地は法人の資産となります。その後、寄付した時点で、寄付金として費用処理されます。

税務上は、寄付金ではなく、「自己が便益を受ける公共的施設の設置又は改良のために支出する費用」として、税務上の繰延資産とします。償却計算は、耐用年数6年（道路用地の耐用年数15年の40%）で償却をします。

2. 貴法人と事業関連性が全くない第三者が公益のため、道路用地を購入して寄付した場合は、その第三者からの市への寄付金であり、貴法人にとっては、寄付でもなければ、受贈益ともなりません。また、繰延資産等の計上も不要です。
3. 事業関連性のある第三者が道路用地を購入し、その後、自治体に寄付をした場合、第三者から貴法人への寄付となる可能性があります。その場合は、貴法人は、1番と同様な結果となります。つまり、受贈益の計上、税務上の繰延資産の計上と6年償却です。

（説明）

ここでの道路は、貴法人の方以外の一般の方も通行できる道路であることを前提にご説明しております。

19990608QA 会社の設立手順について

会社の設立手順について、教えてください。

設立手順は、次のとおり。

	項目	内容	摘要
1	形態の決定	会社組織とするのか、営業所として出発するの か決めます。	
2	設立場所の決定		
3	商号の決定	念のため代案も用意しておきます。	
4	事業目的の決定		
5	類似商号調査	2, 3, 4 をうけて、調査します。営業所形態 であっても調査は必要です。	
6	事業目的の邦文 訳	営業所として出発する場合は、本国における概 要を宣誓書の形で文書化します。 次に、これを邦文訳しておきます。	
7	代表者印の製作 注文		
8	発起人を決める		
9	役員を決める	取締役3名以上、監査役1名以上 わが国に、住所のある人が代表取締役として1 名はいなければなりません。大使館・領事館等 の証明が必要となります。	
10	定款作成		
11	定款認証	公証人役場で行います。	
12	出資履行	金融機関への振り込みが必要です。マネーロン ダリング規制に伴って、口座間振り替えによる 出資履行が望まれます。	
13	金融機関払い込 み	金融機関から保管証明を徴求します。	
14	登記		
15	登記簿謄本の徴 求	登記申請から、およそ1週間で謄本発行となり ます。謄本記載には間違いが多いですから、そ の場で、修正すべき事項は指摘しなければなり ません。後日では、法務局は受け付けないこと があります。	
16	各種届出	税務署、都税事務所等への各種届け出をしてお くことが望まれます。	
17	各種契約締結	事務所賃貸契約の調印などです。	

19990601QA 真正なる登記名義人の地位の回復登記について

不動産について、「真正なる登記人名義の地位の回復」登記により、所有権の移転登記を行いました。

その後（およそ3ヶ月後）登記を間違えていたことに気づき、「錯誤による」所有権の移転登記を行いたいと思います。

その場合、譲渡所得、登録免許税および不動産取得税の納税義務は生じますか？

（結 論）

譲渡所得の納税義務は生じません。

登録免許税及び不動産取得税はかかります。

（説 明）

例えば、「ある土地の所有権について、本家と分家の間で争いがあり、分家のものになった。しかしその後（本家から分家への移転登記後に）古文書が見つかり、これを手がかりに本家のものとして戻した」ような場合があります。ご質問は、そのようなケースと思われます。

誰が見ても、譲渡差益について課税となる性格のものではありません。したがって、譲渡所得は生じないこととなります。

なお、登録免許税および不動産取得税の納税義務は生じるものと思われます。

19990525QA 短期雇用者の社会保険について

短期間の雇用にかかわる、社会保健関係について教えてください

以下のとおり。

	短期間雇用の人		パートタイマー	
健康保険 厚生年金保険	日々雇い入れられる人(1か月を超えない事)	日雇特例被保険者(主婦、学生等ごく短期間であれば適用除外申請をすることも可能)	かつ 1日又は1週間の所定労働時間がおおむね3/4以上 1か月の所定労働日数が3/4以上	
	2か月以内の期間を定めて使用される人(所定期間を超えない事)			
	季節的業務に4ヶ月以内の期間を定めて使用される人			
	6ヶ月以内の期間で臨時的事業の事業所に使用される人			
労災保険	長短問わず、全て被保険者となる			
雇用保険	季節的に雇用される人	短期雇用特例被保険者	かつ かつ 1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満 年間90万円を超えると見込まれること 1年以上継続して雇用される見込みがあること	短時間労働被保険者
	常に、同一事業所に雇用される期間が1年未満である人(1年を超えない事)			一般被保険者
	日々雇い入れられる人	日労働被保険者	1週間の所定労働時間が30時間以上であるとき	
	30日以内の期間を定めて雇用される人			

19990524QA 源泉徴収の税額表について

源泉所得税の徴収に当たって、適用すべき税額表を教えてください。

税額表の適用区分

給与の支給区分及び「給与所得者の扶養控除等申告書」の提出の有無に応じ、異なります。

給与の支給区分	使用する税額表	給与所得者の扶養控除等申告書		備考
		提出あり	提出なし	
月毎に支払 半月毎に支払、旬毎に支払 月の整数倍の期間毎に支払	月額表	甲欄	乙欄	
毎日支払 週毎支払 日割りで支払	日額表			
日雇い賃金		丙欄		注1、2

注1. 「日払賃金」とは、日々雇い入れられる人が、労働した日または時間によって算定され、かつ、労働した日毎に支払いを受ける給与をいいます。

ただし、一の給与の支払い者から継続して2か月を超えて支払いを受ける場合には、その2か月を超えて支払いを受けるものは、ここでいう日払賃金には含まれません（所令309）。

注2. 「給与所得者の扶養控除等申告書」の提出義務なし。

19990523QA 源泉徴収税額表・日額表・丙欄について

給与所得の源泉徴収税額表において、日額表の丙欄を適用しうる給与とは、どのような給与ですか？

日額表の丙欄を適用しうる給与の要件は、次のとおり

	判定内容	
1	算定根拠	労働した日または時間が算定根拠であること
2	支払時期	労働日または労働日以外の日を支払われていること
3	雇用期間	2か月を超える雇用期間でないこと 結果的に短期だったとしても、予め期間を定めない場合は、上記には当たりません

表の説明

☒ 労働した日または時間によって算定される給与で労働した日毎に支払うこととしている、いわゆる日雇労働者の給与

☒ 日々雇い入れられる者の労働した日または時間により算定される給与で労働した日以外の日において支払われるもの

☒ 予め定められた雇用契約の期間が2か月以内の者に支払われる給与で、労働した日または時間によって算定されるもの

ただし、同一の雇用主のもとで継続して2ヶ月を超えて雇われることとなるときは、その2ヶ月を超える部分については丙欄は適用できません。

語句の説明

「日々雇い入れられる」とは

たまたまその支払い者に雇用されない日があったとしても、それがその人の病気、休養、支払い者側の公休、天候等に基づく都合によるものであって、その支払い者のもとにおけるその人の1ヶ月を通じた就労状態がその支払い者にもっぱら雇用されている人と同じ程度であるときは、それらの事情によってその支払い者に雇用されない日を含む期間を通じてその支払い者から継続して給与の支払いを受けることとなります（基通 185-9）。

19990522QA 通勤手当は課税対象ですか

通勤手当は、消費税法における、課税仕入れに該当しますか？

結論

該当します。

理由

消費税においては、サービスの対価としての支払額である限り、課税仕入れとされているからです。

関連事項としてご注意すべき事項を挙げます。

1

原則、所得税における通勤手当の非課税限度額を超えているか、いないかにかかわらず、「その通勤に通常必要であると認められる部分の金額」である限り、課税仕入れに該当します。

なお、消費税法では、所得税法上の非課税限度額以内である限り、「通常必要」かどうかの判定をすることなく、課税仕入れとすることが認められております。

2

予算等の都合からか、会社によっては、給与、各種手当を一括して人件費として把握するケースがあります。

そのような場合は、従業員の通勤手当が、人件費とされ、結局、課税仕入れとされずに、最終的には、消費税の納税額を過大にしている場合があります。

3

システムの再吟味は、コスト低減が至上命題となっている今日こそ、力を入れるべき分野と思います。人件費システムについても再吟味をしておく必要がありますね。

19990521QA 定額通勤手当の扱いについて

当社は、一定額を全従業員に通勤手当として渡しております。なお、不足分については、本人の申告により、追加支給しております。各人への通勤手当の支給額全額を非課税としておりましたが、源泉所得税の計算上の不具合を指摘されております。そこで、通勤手当の定義について教えてください。

次のとおりです。従って、「渡し切り通勤手当」という概念はありませんので、追加支給しない方々について、給与として、源泉税額の計算に含める必要があるかどうか、再吟味することが望まれます。

	通勤方法	所得税法上の通勤手当の範囲	摘要
1	交通機関利用	運賃、時間、距離等に照らしてもっとも経済的かつ合理的な通勤経路と方法による運賃	
2	自家用車利用	時間距離等に照らして経済的、合理的な通勤経路による燃料代及び通行料等	
3	自転車利用	所得税法施行令第 20 条の 2 第 2 号に規定する範囲内	

事業譲渡について教えてください。

倒産会社・日本リース社に対し8700億円の価格がつきました。その値段で日本リース社の主力部門であるリース事業をGEC社は買い取りました。また、当初、NTTの提示額1株当たり9万円強で国際デジタル通信（IDC）の株式を株主から買い取る意向でしたが、C&W社は、10万7千円で公開買い付け価格を示しました。事業譲渡は現代のテーマです。

平成9年に実施した当事務所のセミナーから、抜粋して、以下にご説明いたします。

1. よく、事業承継といわれます。私は、あえて事業譲渡（JJ）と呼びます。
2. 事業は、当然に承継されるものではなく、経済的な交換価値によって正当に評価し得る者にのみ、引き継がれて、運営されるべきものと考えます。
3. 事業承継もそうですが、共に経済的な意味で使われることから、法律的な曖昧さが残ります。事業譲渡（JJ）は、会社の一部または全部の売却とらえることもできますが、会社の中の一部門（事業部とよばれることもあります）の分離・割譲を言う場合もあります。
4. 売却時の重要な要素は、企業評価です。会社売却のための企業評価は、相続税計算のための株価評価と、異なります。事業の売却ですから、資産がいくらあるか、ということよりも収益性です（ご子息へ譲る場合に、相続税評価額を重視することと対照的です）。
5. 収益性重視の企業評価に当たっては、何よりも、右肩上がりの収益であることが重要です。過去の実績よりも将来への展望が重視されます。たとえば、利益が10円、20円、30円と上昇基調にある会社は、その逆の、下降傾向にある会社よりも高いのです。GEC社の買収基準は「3,4年後にROEが20%」「成長性が20%」「買収でGEC社の評価下落を来さない」だったそうです。
6. 事業譲渡（JJ）は、現社長の引退を遠因としてはおりますが、後ろ向きの経営をしているときは、成功しません。常に前向きな姿勢で、がむしゃらに利益を追求しているときこそふさわしい経営テーマといえます。事業譲渡（JJ）こそ、活力ある経営者のテーマなのです。この点は、事業承継と、異なる点です。
7. 企業評価は、結局のところ、企業の総合的な評価額を、発行済み株式総数で除して算定した1株当たりの評価額に帰結します。その算式において、評価額を向上させる方法には、企業の総合的な価値を高める方法と、発行済み株式を減少させる方法とがあります。

19990430QA 人件費は外注費として扱えないか

当社では今後、従事員との雇用契約を変更します。
 従事員の報酬を外注費として扱うための要件は何ですか？
 なお、当社は、運送業者であり、従事員への支払を日給制にします。
 トラック及びガソリン代は会社負担です。

(結論)

人件費(従事員に対する報酬)を外注費と扱うかどうかは、以下の判定表(人件費と外注費の比較表)で確かめて下さい。これは、消費税の納付額に影響する大きな問題ですから。

(説明)

会社にとって、従業員に支払った額が給与になるのか、外注費になるのか。また、その従業員にとって、給与所得になるのか事業所得になるのか。下表に従って、判定して下さい。

難しく言えば、その金額が、「雇用契約またはこれに準じる関係に基づいて、使用者に従属した労務の対価」の性格を持っているのか、どうかにより判定することになります。

具体的には、以下の判定表(人件費と外注費の比較表)に基づいて、総合判断していきます。

(人件費と外注費の比較表)

(参考 税務相談室事例集 大蔵財務協会)

	判定する内容	人件費(給与所得)	外注費(事業所得)	注釈
1	その会社以外の仕事をする場合、会社の承諾が必要か	会社の承諾が必要	会社の承諾必要なし	会社への専属性を「承諾」の有無で判断している
2	個々の作業について指揮監督を受けているか	指揮監督を受けている	指揮監督を受けていない	大まかな指示ではない
3	勤務時間・勤務場所の拘束の有無	勤務時間・勤務場所の拘束を受けている	勤務時間・勤務場所の拘束なし	荷主側の集荷・納品時刻による拘束ではない
4	材料・作業用具の供与を受けているか	材料・作業用具の供与を受けている	材料の提供、作業用具の供与を受けていない	労働の受入契約時点での条件次第でなんともなります
5	諸経費の負担	負担なし	負担あり	
6	報酬	定期的に支払われる	仕事の完成の都度支払われる	毎日配送業務であれば、業務は、毎日完了している。だから、支払はいつでもOKとなる
7	ベースアップ、退職金の有無	あり	なし	「なし」とは、厳格な年俸制ともいえる内容
8	社会保険、厚生施設などの制度	利用できる	利用できない	利用できないのだから、会社で用意する必要もなし
参 考	(報酬を受け取った従業員の申告・源泉徴収について)	給与所得であり、源泉徴収必須	事業所得であり、源泉徴収不要。各人は確定申告が必要	

19990426QA 外交員報酬の源泉徴収

メーカーが、地方の個人事業主と保守代行契約を結び、報酬を支払います。
機械の故障等があった時に、その事業主が修理を行います。個人事業主は、その修理費の何%かを報酬としてもらいます。その報酬には、源泉徴収が必要でしょうか？
なお、メーカーと個人事業主とは代理店契約を結んではいません。
個人事業主には他に顧客があり、修理等の仕事を受けており、メーカーの専属というわけではありません。

(結論)

源泉徴収は不要です。

(理由)

外交員には該当しないからです。

(説明)

外交員に該当しない判定要素は次のとおりです。

1. 他に顧客をもっている。
2. 連絡があった時に修理に何う商売の方式と取っている。
3. 修理を行っている。
4. メーカーと保守代行契約のようなものを結んでおり、専属契約ではない。
5. 上記報酬は、個人事業者の事業所得として確定申告をしている。

(ご参考)

1. 税法で「外交員」を明定しておりませんから、東京国税局法人税課「源泉所得税質疑応答集」大蔵財務協会によれば、次の要件の全てを満たす者だそうです。
一定の者に専属し、
主として取引先等を訪問して、
商品の販売・顧客の勧誘等の業務に従事する者で、
その受け報酬が販売高や契約高に応じて定められた基準に依存し、
これらの業務に係る旅費等の費用を自己の計算において負担している者
2. 外交員の報酬でなければ、源泉徴収義務はありません。(所得税法 204 条 1 項 4 号)

19990417QA マンション建て替え時の税金について

かつて、1500 万円で購入した「3階建てのマンションの1室」を、今回等価交換により取壊し、新たに同地に建てられた「4階建てのマンションの1室」（契約書では 2400 万円）を入手します。（旧物件の取壊しは 10年 10月に、新物件の引渡し（登記）は 11年 4月に行われます。）

1. このような「建て替え」でも確定申告が必要でしょうか？
2. 確定申告をする必要があるとしたら、いつですか？
3. 「交換の特例」により税金がかからないとも聞いておりますが、いかがでしょうか？
4. 交換による取得資産に、消費税はかかるのですか？
5. 新物件の取得後、売却すると、短期扱いですか、それとも、長期扱いですか？

(回答)

	ご質問	回 答
1	申告	<p>このような、いわば「建て替え」は、税務署では等価交換と呼ばれ、「譲渡所得」が発生するとみています。</p> <p>譲渡所得の発生する時期は、新物件の登記日です。したがって、確定申告は平成 11年分の所得として、平成 12年 3月 15日までに申告をして下さい。</p>
2		
3	交換特例	<p>交換特例に該当し、確定申告をすることにより、税金がかかりません。</p> <p>既成市街地等内にある土地等の中高層耐火建築物等の建設のための買替え及び交換の場合の譲渡所得の課税の特例」(措置法 37条の 5 二号)の特例の適用ができます。</p> <p>要件 新物件は居住用または事業用(賃貸)のものであること(旧物件の用途不問)</p> <p>交換特例の添付書類</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 譲渡資産の所在地が既成市街地等内にあることを証する書類 2. 買替資産の建築基準法 検査済証の写し 3. 中高層耐火共同住宅の各階平面図(事業概要書) 4. 買替資産の登記簿謄本 5. 買替資産の売買契約書及び領収書の写し 6. 買替資産を事業または居住の用に供することの書類(賃貸借契約書・住民票の写し)
4	消費税	<p>このような「建て替え」、つまり、等価交換であっても、消費税はかかります。</p>
5	新物件の売却	<ol style="list-style-type: none"> 1. 新物件の売却の短期・長期の判定は、新物件の登記日から 5年を基準に判定ます。 2. 具体的には新物件の登記日から 5年以内なら、短期譲渡所得になります。それ以外は長期譲渡です。 3. 新物件の取得価額は、旧物件の取得価額と消費税の合計額です。

非上場株式の売却益について、税額を軽減する方法がありますか？
ゴルフ会員権(株式形式)の売却損は、その非上場株の売却益と相殺ができますか？

(大前提)

この質問では、非上場株ですから、選択の余地はなく、申告分離方式が強制適用されていますので、次の届出の有無は、無視して構いません。

しかし、上場株式の売却では、源泉分離方式も選択可能です。仮に、源泉分離方式を選択届けをしているときは、その廃止をしなければ、税金の減額などの工夫は不可能だ、ということ覚えておいて下さい。

(回答)

株式(上場の有無に係わらず)の売却益を軽減する方法には、3方法があります。

1. 株式売却損との相殺
2. 当年度の多額の所得控除で相殺
3. 当年度と過年度の雑損失で相殺

雑損失とは、税務署特有の言葉で「災害、盗難、横領によって受けた資産の損失」の内、前3年以内に生じた部分のみです。したがって、税務上の繰越限度は、3年に限定され、「雑損失の繰越控除」と呼ばれるものです。

仮に、ゴルフ会員権の譲渡損は、株式形式であっても、株式の売却益と相殺は出来ません。したがって、税金の軽減は無理です。

(説明)

1. 非上場株は、強制的に申告分離課税方式(所得税20%、地方税6%の確定申告)とされており、(上場株には源泉分離課税方式(譲渡収入の1.05%の源泉徴収証券会社が源泉徴収します)も認められます。)
2. 株式譲渡益の相殺は、他の申告分離課税方式の株式の譲渡損に限定して認められます。つまり、他の総合所得や、土地等の分離課税の譲渡所得との相殺不可です。
3. したがって、株式の譲渡利益を減少させたいときは、他の株式の譲渡損失を作る以外に方法はありません。もちろん、所得控除や、雑損失によっても、税額軽減は可能です。
4. 仮に、「源泉分離課税の選択届出書」を提出している場合で、他の株式売却損益との相殺を行いたいときは、上場株式の売却前に「源泉分離課税の廃止申告書」を証券会社に提出しておく必要があります。
5. ゴルフ会員権の譲渡損失は、他の「株式の譲渡所得」との相殺ができません。ゴルフ会員権には、預託金形式の会員権と株式形式の会員権とがあります。

いずれの形態であっても、ゴルフ会員権の譲渡は、「申告分離課税方式」は採用できません。税務上、「総合譲渡所得」に含むものとされるからです。

19990416QA ベンチャー企業の分野別の問題点と対処策

急成長ベンチャー企業特有の問題点と対処策について、お教えてください。

分野毎に問題点を挙げ対応策を、簡単に説明します。

	問題点	内容	具体例	実施すべき対策
1	戦略的な課題への無関心という問題	標的市場の設定の誤り	低マージン事業を追求し、無謀な設備投資	マーケティング戦略を詳細にする
		仕入業者・顧客との関係構築の失敗	競争優位にありながら決済条件など慣習に束縛されている	業界慣習に対し疑いを抱く
		関連性のない分野への多角化	資金的な余裕から事業関連性に対する感覚がマヒ	過度な成長を追求しないこと
		ベンチャーアイデアへの盲信	売れる市場を探し回る	起業機会について十分に検討する
2	一般経営上の問題	経営管理能力・経験・ノウハウの不足	企業の成長に伴ったマネージャー研修が疎かになる。 (人材不足ともいえ、ベンチャー企業の殆どが出来ていない事項)	<ul style="list-style-type: none"> ・ マネージャーの管理方式を変化させる ・ マネージャー自身の率先垂範型管理から、直接的管理へ、 ・ 直接的管理から管理者の管理へ
		適切なファイナンス機能の欠如	経理担当者レベルでファイナンス機能を考えている	ある程度、年のいっている人なら、更迭。教育では困難。
		キーパーソンの退職	特に特殊な技術や専門性の要求される事業では重大問題	経営者の器量の改善
		管理機能の欠如	<ul style="list-style-type: none"> ・ ずさんな価格設定、顧客の与信管理 ・ 過剰なレバレッジ 	標準価格表の作成 与信管理のルール化
		キャッシュフロー無視	十分なキャッシュフローの検討なしに巨大なプロジェクトに手を出す	生産能力と従業員採用に多くのキャッシュフローが必要
		3	財務管理会計システム上の問題点	税理士などに外部委託し、社内に経理を把握している人がいない
損益分離点の理解や原価意識の欠如	ビジネスチャンスの喪失 固定費変動費の理解不足			教育研修

19990415QA ビジネスプランの概要

ビジネスプラン（事業計画書）の概要をお教えてください。

?? 事業計画書（ビジネスプラン）とはどういうものか、知る上で、実際の計画書面の目次などを眺めておくことは重要なことです。その意味で、以下に目次を挙げて、概要の説明とさせていただきます。

事業計画書の概要

	目次	内容	
1	エグゼクティブ サマリー	<ul style="list-style-type: none"> ?? 2～5の要約です。 ?? 事業名、事業の概要（新規性、市場性、成長性等）、生産の実現性、販売の実行可能性、年度別行動プログラム、利益計画、資金計画、事業成功のための課題など 	
2	事業コンセプト	<ul style="list-style-type: none"> ?? 資金提供者に事業を正しくしかも深く理解させるための項目です。 ?? 専門的な知識がなくとも読めるもので、平易な表現でなければなりません ?? 新規性・独自性、生産の実現性及び課題、販売の実行可能性、整合性・排他性、市場性・成長性等について現状及び将来の予測について説明することになります 	
3	事業スケジュール	<ul style="list-style-type: none"> ?? 具体的な戦略及び行動計画を示す部分です。 ?? マーケティング戦略を織り込んだ販売計画、購買計画、生産計画、設備投資計画、人員計画、R&D計画等が盛り込まれることになります 	
4	財務計画	<ul style="list-style-type: none"> ?? 計数化した計画で、収穫予想情報となります。 ?? 事業コンセプトを検証するために、各計画を計数化し損益計画と資金計画として具体化し、利益計画に統合します ?? また、中長期の視点から株式公開までのスケジュールも提案することになります 	
5	実績情報	<ul style="list-style-type: none"> ?? 現在の財政状態を明らかにする情報です。 ?? 企業の設立から現在に至るまでの事業の経緯、現在の経営陣の体制等を開示し、経営理念・長期ビジョンを資金提供者に認識させる部分です 	

最近、ビジネスプランの話を聞きますが、どのようなものでしょうか？

ビジネスプランとは、事業計画の和訳ですが、企業が急成長するためには、急成長を実現する「仕組み」を作り出すことが必要です。その「仕組み」こそが、ビジネスプランの本質と呼ばれるものです。

ビジネスプランの必要性と内容を、ビジネスプランのない企業に対するベンチャーキャピタル側の見解例として、次の話があります。参考にしてください。

ベンチャーキャピタルには多くのベンチャー経営者から資料を持ち込まれますが、「単なるアイデア」で、「ビジネス」といえるものは極めて少ないのが現状です。

「単なるアイデア」と「ビジネス」の大きな違いは、「仮説」をいくつも立てた上で、次のような「検証」をしているかどうかと考えておりますが、理解してもらえないのが実状です。

1. それがユーザーにどのように評価されるか、
2. どのように競争優位を維持するか、
3. どのような仕組みで付加価値をつけるのか、
4. どのように儲ける仕組みを築くのか、など

「仮説」をたて「検証」するプロセスそのものがビジネスプランを作ることであり、ビジネスプランづくりは、出資や融資を引き出すための手段ではなく、ビジネスコンセプトを練り上げるプロセスそのものであることに気づかない経営者が多すぎます。

この練り上げが、その程度までなされているか次第で、その後の成長段階も見えてくるものと思われれます。単なるさざ波を起こすだけの企業となるのか、それとも時代に名を残す企業となるかの違いは、ビジネスプランの練り上げの程度の差といえます。

なお、当事務所ではE E C（Enterprise Establishment Consultants）協議会として、今秋から、各種の支援（公的・民間）助成金の獲得を目指す方で具体的な計画のある方を対象としたビジネスプランの作り方講座を開講します。都心で金曜午後8時から、1回2時間程度を数回で1クール。

19990413QA ベンチャー企業の成長段階別の問題点

企業の誕生・成長に伴って、対処べき問題点をお教えてください。

企業の成長ステージ毎の経営課題とともに、問題点を説明いたします。

	我が国での呼称	経営課題の例	問題点	米国の呼称
1	スタートアップ期	<ul style="list-style-type: none"> ・ 起業を企画し実際にビジネス開始 ・ 信用なく、自己資金中心 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 経営幹部の人材不足・従業員の 人材不足 ・ 設備投資不足 ・ 資金不足 	アーリー
2	急成長期	<ul style="list-style-type: none"> ・ 年平均成長率 10% ・ 売上高急速拡大 ・ 納期管理、返品管理で脆弱 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 設備投資・諸経費の増大 ・ 従業員の 人材不足 ・ 意見救開発力の不足 ・ マーケティング力の不足 ・ 大手企業の参入 ・ 社内管理そしきの未成熟 	アーリー
3	成熟期	<ul style="list-style-type: none"> ・ 年成長率 5～10% ・ 個人経営から組織経営へ脱皮する時 ・ 選別的な受注を始めなければならぬ時期 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 需要の低迷 ・ 価格の低下 ・ 大手企業の参入 ・ 人件費の上昇 ・ 諸経費の情報 ・ 社内管理組織の硬直化 ・ 研究開発力の不足が深刻化 ・ マーケティング力の不足の深刻化 	ミドル
4	安定期	<ul style="list-style-type: none"> ・ 売上高鈍化 ・ 既存マーケットにおけるシェア確保した時期 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社内管理組織の硬直化 ・ 従業員の過剰 ・ 設備の過剰 	レター

企業支援について、教えてください。

ベンチャー企業の成長段階別の支援内容

	日本での段階名称	内容	米国での呼称
1	スタートアップ前	ビジネスプランの作成支援が中心	シーズ
2	スタートアップ後	ビジネスプランが実行に移される段階	アーリー
3	急成長期	問題が一気に噴出す時期であるとともに、株式公開の準備に入る時期でもある	ミドル
4	成熟期・安定期	公開に当たって諸制度の整備をする段階	レーター

米国でのベンチャービジネスを対象とする支援制度

	シーズステージ	アーリーステージ	ミドルステージ	レーターステージ
1	SBIR			
2			融資、融資、保証	
3		エンジェル税制		
4			ストックオプション制度	
5			未上場株式の流通促進	
6			中小企業投資事業有限責任組合法	
7				公開基準の緩和

SBIR とは、ハイテクベンチャー企業の提案する研究開発プロジェクトのうち、商業化の可能性が高く、かつ、開発リスクの高いプロジェクトについて、事業化を支援（研究開発助成金の交付など）し、当該ベンチャー企業の育成を図ることを目的とした米国連邦政府によるベンチャー企業育成制度です。可能性の研究段階で10万ドル（6カ月間）の支援、試作品開発段階で75万ドル（2年間）の支援です。

SBIR の主な要件

1. 商業化段階にいたって、はじめてベンチャーキャピタル等の民間資金の導入となるが、ベンチャー企業の計画が、これに耐えうるものであること。
2. 対象企業は、米国企業であること、米国籍を有する者が株式の過半数を保有すること、主たる事業者が米国内にあること、従業員500名未満の民間企業であること。
3. 外注比率は可能性の研究段階で3分の1、試作品開発段階で2分の1以下であること。

19990408QA ベンチャー企業の課題と主な支援者

ベンチャー企業の課題と主な支援者について、説明してください。

支援を受けるに当たって重要なことは、ベンチャー企業自身が、自社に不足している経営資源を認識し、それにふさわしい社外の専門家を起用し、彼らの業務の範囲を特定化させ、彼らの作業について品質管理する能力を持たなければならないことです。以下に、課題別支援者のリストを示します。(公認会計士協会の資料から抜粋)

(: 充実・問題なし、 : 中間、 空白 : 不足・問題大)

	課題	解決策	支援者	スタートアップ期	急成長期	成熟期	安定期
1	ファイナンス	ベンチャーキャピタル	ベンチャーキャピタル				
		政府系キャピタル	財団・自治体				
		政府系ローン	財団・自治体				
		銀行ローン	銀行				
		エンジェル	公開オーナー				
		株式の流動化	未公開会社専門証券会社				
2	人材	人材採用	社会保険労務士・公認会計士・人材派遣会社 証券会社・ベンチャーキャピタル				
		職業訓練・教育					
		人材流動化					
		ストックオプション					
3	施設ものの	公的インキュベーター	自治体・大学				
		民間インキュベーター	不動産会社				
		機械リース	リース会社				
4	経営技術支援	経営コンサルティング	公認会計士・税理士・ 中小企業診断士				
		財務コンサルティング	公認会計士・税理士・ ベンチャーキャピタル・証券会社				
		法律サービス	弁護士				
		モニター	公認会計士・公開企業オーナー 中小企業診断士				
		大学等からの技術移転	大学・弁理士・弁護士				
5	ネットワーク	事業提携	公認会計士・銀行・商社				
		M&A	公認会計士・弁護士・ M&A 専門会社・銀行等				
6	社会文化	「起業家」の社会的受容・尊敬	ニュービジネス協議会・経済界・大学				
		「倒産」の社会的受容	公認会計士・経済界				
		企業家の政治的発言力	経済界・政界・市民団体				

企業として、ふさわしい行動憲章があれば教えてください。

行動憲章としては、経団連が「企業行動憲章」として作成しているものがあります。9
6年版を参考に挙げてみます。

経団連企業行動憲章

企業は、公正な競争を通じて利潤を追求するという経済的主体であると同時に、広く社会にとって有用な存在であることが求められている。そのため企業は、次の十原則にもとづき、国の内外を問わず、すべての法律、国際ルールおよびその精神を遵守するとともに社会的良識をもって行動する。

1. 社会的に有用な財、サービスを安全性に十分配慮して開発、提供する。
2. 公正、透明、自由な競争を行う。また、政治、行政との健全かつ正常な関係を保つ。
3. 株主はもとより、広く社会とのコミュニケーションを行い、企業情報を積極的かつ公正に開示する。
4. 環境問題への取組みは企業の存在と活動に必須の要件であることを認識し、自主的、積極的に行動する。
5. 「良き企業市民」として、積極的に社会貢献活動を行う。
6. 従業員のゆとりと豊かさを実現し、安全で働きやすい環境を確保するとともに、従業員の人格、個性を尊重する。
7. 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは断固として対決する。
8. 海外においては、その文化や習慣を尊重し、現地の発展に貢献する経営を行う。
9. 経営トップは、本憲章の精神の現実が自らの役割であることを認識し、率先垂範の上、関係者への周知徹底と社内体制の整備を行うとともに、倫理観の涵養に努める。

本憲章に反するような事態が発生したときには、経営トップ自らが問題解決にあたり、原因究明、再発防止に努める。また、社会への迅速かつ的確な情報公開を行うとともに、権限と責任を明確にした上、自らを含めて厳正な処分を行う。

父親甲は、長男の事業資金の借入に際し、連帯保証人となっておりました。その後、長男の事業は、借入金の返済目処がたたず、倒産致しました。父親甲は、自己の所有する不動産を譲渡して長男の債務を弁済しました。このようなケースの場合、不動産譲渡にともなって課税されますか？

(結論)

親御さんに対して譲渡所得税が課税されることはありません。
ご長男に対して贈与税が課税されることはありません。

(理由)

ご長男が資力喪失の状態にあるときに代位弁済したからです。

(吟味)

保証債務の履行に伴って行われた不動産の譲渡」には、次の2項目の吟味が必要です。

1. 不動産譲渡の必要性
2. 不動産を譲渡し、かつ、債務弁済した方が、債務者に対し、求償権の行使をしても回収が出来ない部分の金額の相当性

上記は、以下の4つの視点から判定してください。

1. 借入契約において連帯保証人になっていますか？
2. 他の連帯保証人がいる場合、他の連帯保証人の資力も喪失していますか？
3. 借入金の貸し主から保証債務の履行請求を受けましたか？
4. 履行請求を受けた時と、譲渡の時は、同じ時期ですか？

(確定申告)

親御さんは、所得税の確定申告をして、課税を受ける理由のないことを明示する必要があります。

(説明)

1 親御さん

原則として、不動産譲渡で差益があれば課税です。

しかし、「保証債務を履行」するために資産を譲渡した場合において、その履行に伴う求償権の全部または一部を行使することができない金額については、譲渡所得の計算上譲渡収入金額はなかったものとされております(所得税法64条)。

2 ご長男

原則としてAがBの債務を代位弁済すれば、その弁済相当額は、Bに対する贈与です。

しかし、債務者が資力喪失し、かつ、債務の弁済が困難である場合、その債務者の扶養義務者によってその債務の弁済がなされたときは、贈与税は課税されないことになっております(相続税法8条)。

人事管理には、短期的なリスクと長期的なリスクがあると聞きました。どのようなリスクなのでしょう？

人事管理は、企業が市場で競争するために、必要な人材を確保し活用するための管理制度です。従って、市場が変われば、人事管理も変化せざるを得ない関係にあるといえます。

短期リスク（売上高のような市場要因で変動しがちな分野で他社に負けてしまうようなリスク）は、人事管理を「市場化」させてきます。

長期リスク（新規事業開発のような現在の市場には影響しないが、企業の将来を展望できる能力を蓄積できないリスク）は、人事管理を「投資化」させてきます。

業績主義は、短期リスクに対処する方策といえます。換言すれば、「既存の商品をできるだけたくさん売る人に高給を与えよう」とするのが業績主義です。

現在の商品で売上高を獲得するために、売る能力のある人を業績主義給与でスカウトして対応します。だから、市場化と呼ばれます。

そして、既存の商品では、市場に飽きられ、競争力がなくなっているから、新商品の開発を任せようと思う人には、職務技量等級給与制度を適用します。

職務技量等級給与でスカウトし、時間をかけて、ジックリ自社内で教育し養成して対応します。将来大化けするかもしれない要素がありそうですから、投資化と呼ばれます。

通常、企画業務や開発業務の役割は、経営者が担当しますから、企業規模が大きくなったとしても、職務技量等級給与制度への移行者は、小人数です。大半は、業績主義給与でいいのです。

不透明な市場で勝ちぬくには、市場開発力を高めることが求められ、そのためには、教育投資を減少させることはできないのですが、以外と投資に足る人材は、少ないものです。

この点をわきまえて、人事政策や、リストラ政策を考える必要があります。

「労働の市場化」は、サラリーマンに自らの市場価値を問い直す機会を与えております。給与体系を早く市場性ある業績主義的給与体系に変革しなければなりません。まごまごしていますと、「会社の流動化」が進んで、現在の会社そのものが無くなってしまいますから。

「会社の流動化」は、事業譲渡に耐えうるような、自社内の事業部門の価値をテコとして、不採算部門を売却し、外部から採算業種を取り入れながら、事業拡大を目指すバリュエーションエンジニアリングの技法によっております。その技法は、急速な進歩と拡大を見せております。人事管理担当者の思考では追いつかないのが現状です。職務技量等級給与体系の人材による、企業の将来展望を考えることが必要です。

従業員に報酬として何を与えるべきでしょうか？

従業員の報酬として、考え方は、いくつもあると思います。一つの例として、以下に挙げます。

1 エンプロイアビリティ（employability）転職適応能力

わが社に勤務すれば、転職適応能力の向上をする事が出来ます。わが社で、鍛えられれば、どこへ行っても、やっていけると、いうものです。目新しいことではなく、従来、師匠・弟子の関係のある仕事では、当然視されていたものです。

具体的な例を挙げてみます。

わが社の運営は、わが社独自で開発したシステムソフトではなく、世界中で一番売れており、しかも、汎用性の高いアプリケーションソフトを採用して運営している（従って、転職先でも通用する）。

全ての業務について、マニュアルが完備しており、マニュアルどおりやれば、一定の成果が得られる。

その業務教育研修制度は、一般的な手法に基づいて行っており、たとえば、地獄の特訓などの特異な手法は用いていない（従って、転職後も教育研修効果は持続する）。

また、十分な自己研修時間を与え、過度な残業はない（従って、転職のため・スキルアップのための勉強時間がある）などです。

ニューヨーク本社人事部の経験もある米系証券東京支店幹部は、「米企業は雇用保証ではなく、スキルアップ（技能向上）の場を提供することで人材をひきつけている」と語っています。

好況下のダウンサイジングが日常化している米企業の場合、誰も社員に対し長期雇用は約束できない。しかし、「いざというとき、他社に転職できる能力を磨く場は約束しよう」という考え方です。

企業は、社員の転職適応能力の向上という新たな給与の支給を開始したことになります。

2 ストックオプション

ストックオプションは、自社株をあらかじめ決められた価格で従業員や役員に売り渡す制度で、やる気にさせる制度といわれます。税制上のメリットも充実してきました。当面は、課税されない給与として・現金支出のない給与として、利用価値の高いものです。

職務技量等級制度には、どのようなメリットがありますか？

- 1 滞留年数の設定が不要になり、自動昇格がなくなる
職能給与制度の、昇格の可否は、能力の向上如何によります。つまり、能力は年とともに向上するものとされることから、ある一定年数が経過すると自動的に昇格させます。
職務技量等級制度の導入に伴って、このような昇格方法が廃止されますから、自動昇格がなくなります。
- 2 年齢を昇給要件としないため、中途採用が楽になる
昇給のための判定基準として、年齢も、勤続年数も加味しないので、中途採用時の既存従業員とのバランスを気にしなくてすみます。職務技量等級制度による中途採用の容易さは、開発型職種の充実を可能としております。
職能給は、生活給的発想からなされたものですが、現在のわが国企業は、必要最低限の生活レベルの保証ではなく、高給取りを生み出す仕組みを作るべき段階にきているといわれます。このような時代感覚にマッチする制度です。
- 3 評価は職務基準に基づいて行うため、公正評価が可能となる
一般職には一般職の、現業職には現業職の職務基準書を作り、これと対比する形で人事考課をする。管理職にはマネジメント技量基準書を作り、これと対比する形で人事考課をする。
誰が人事考課をしても、同じ結果が出てくるような評価制度を作り上げる。できるだけそのように努力する。
- 4 つかみ所のない能力から、実績の概念に替わる
「役割」「職務技能」「業績」の総合判定をして公正評価が可能となり、実力を反映した等級付けとなります。
実績は、ある役割を与えられた人が、工夫して仕事をやり遂げ、かつ、同じような仕事を与えられたとき、難なく、こなしている。そして、実績を伸ばしている。そのようなときに実績ある人と呼びます。
なお、実績に基づいて報酬を支給しますから、給与の上昇・下落は同じ確率で毎年生じるようになります。
- 5 給与支給の時差がなくなり、応分の支給となる
実績ある人に実績を発揮した時点で支給される給与体系ですから、実績について、時差のない給与支給となります。
給与支給の時差とは、もっと給与が高くてよいはずの優秀な若手にすぐにでも支給されるべき原資が年上の社員の処遇に廻されてしまっていることをいいます。

当社でも、遅ればせながらリストラを実施せざるを得ない状況となりました。そこで、リストラ後の給与体系について一般的な知識をご教授ください。

リストラ後の給与体系として、職務給制度と職務技量等級制度を提案します。従来型と比較して、適用職種とともに、以下に図示します。

		従来	これから	
		職能給制	職務給制	職務技量等級制
1	毎年の能力向上	前提としている	前提としない	
2	評価対象	潜在能力	実績結果	
3	給与の上下変動	なし	あり	
4	定期昇給性	あり	なし	
5	業績と給与支給時差	あり	なし	
6	職務基準書	なし	あり	
7	適用対象	現業職	適用あり	適用する
		総合職	同上	適用する

業績主義の難しさ

能力はつかみどころがない。これが職能給はどう成果を挙げるより、評価する上司にどう思われるかのほうが重要となってしまうからです。

しかし、業績主義にも難しさがあります。

民間調査機関である労務行政研究所のアンケート調査によれば、企業の8割が業績主義に基づく目標管理制度の導入を評価する一方、実際の目標設定が難しいと感じている。特に、総務人事などの間接部門で目標を数値化しにくいと思っている企業は、6割にのぼるそうです。

給与が非課税とされる外国政府職員等の要件を根拠条文をもって教えてください

(回答)

「外交関係に関するウィーン条約」について

大使館に勤務するものの課税関係については、国内法と「外交関係に関するウィーン条約」(昭39年条約第14号)が適用されることから、その有利な方の課税方法によることができます。

秘書(Secretary)は、「外交関係に関するウィーン条約」(昭39年条約第14号)第1条(f)の「事務及び技術職員」(使節団の職員で使節団の寿霧笛業務又は技術的業務の為に雇用されているものをいいます。)に該当し、外交官には含まれません。

「事務及び技術職員」が日本国民でない場合又は日本に通常居住していない場合には、自己が雇用されることによって受ける報酬に対する租税は免除されます(同条約37)。

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とノールウェー王国との間の条約(平成4年11月20日条約第8号)第19条

省略 次の個人に対して支払われる報酬は、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

同条約同条1(b)()

当該他方の締約国の国民

所得税法第9条(非課税所得)

次に掲げる所得については、所得税を課さない

同条第1項第8号

外国政府、外国の地方公共団体又は政令で定める国際機関に勤務するもので政令で定める要件を備えるものがその勤務により受ける俸給、給料、賃金、採否、賞与及びこれらの性質を有する給与(省略 これらの給与については、その外国がその国において勤務する日本国の国家公務員又は地方公務員で当該政令で定める要件に準ずる要件を備えるものが受けるこれらの給与について所得税に相当する税を課さない場合に限る)

所得税法施行令第24条

法第9条第1項第8号に規定する政令で定める要件は、外国政府又は外国の地方公共団体に勤務するものについては次の各号に掲げる要件とし、前条第1項に規定する国際機関に勤務するものについては第1号に掲げる要件とする

- 1 日本国籍無し、永住資格無し
- 2 勤務内容が日本国又はその地方公共団体の行う業務に準ずる業務であること、
- 3 収益を目的としないものに係る勤務であること

個人事業をしておりますが、法人化した方がよいのでしょうか？

会社設立のメリット、デメリットを比較してみると、通常、メリット部分の方がデメリット部分よりも大きいです。したがって、以下に記載したデメリットについては、会社という法人形態を事業に活用するためのコストと割り切って考えるのがよいと思います。何よりも重要なことは、このままでは、税務署などから経理内容について何らかの指摘を受けた場合、反論が極めて困難な状況にあることです。

1. メリット

1. 個人の家計と事業の経理の分離（明朗会計）：対外的な信用力の増加：銀行等が事業の概況を把握し易くなり、融資が受け易くなるとも言われております。
2. 給与所得控除の享受：従来の個人の事業所得は、法人なりによって、会社の所得と個人の給与所得とに分散され、個人の給与所得部分について給与所得控除を、新たに受けることが出来、節税となる。
3. 個人所得税の累進性の緩和：利益が会社の利益と社長給与とに分散され、個人所得税の累進性を押さえることができる。
4. 家族の給与が従業員並の扱いに：家族従業員の給与は専従者給与と呼ばれ、支給予定額の事前届出による支給制限ありますが、法人なりにより、事前届出は不要となり、通常の従業員並にの手続き簡便となります
5. 配当を通じた所得配分が可能となります
6. 欠損金の繰り越しのできる期間が個人の限度3年から法人の限度5年へと延長されます
7. 個人では事業所得かどうかの判定に、税務署の判断待ちという不安定要因がありました。これを排除できます。

デメリット

1 資金負担

一時的であれ、最低 300 万円の資本金を作るために、銀行に積まなければならない。

2 住民税の均等割り、登録免許税

固定的な税金である地方税の均等割り（最低でも7万円）が新たに必要となる

3 交際費加算

交際費として支出した金額の20%は課税対象となる

4 会社設立費用が追加的な負担となる

類似商号調査代

定款認証代

設立支援業務手数料

銀行手数料

登録免許税

5 事務の煩わしさ

会社設立にともなって、設立後の会社へ、従来の、個人事業の移転手続きが必要となり、煩わしい。設立後は、個人の家計簿と会社の帳簿と2重に記帳することとなり、煩わしい。

額面額による現金の交付による、資本の減少（減資）を行います。税金面で注意すべき事項はありますか？

結論

1) 発行法人

額面額による交付金の交付のため、発行法人に課税関係は生じません。
減資差損益は生じません。

2) 株主

個人株主

取得価額・額面による交付金のため、譲渡所得及びみなし配当は生じません。

法人株主

取得価額・額面による交付金のため、譲渡所得及びみなし配当は生じません。

(ご参考)

直前に増資2000万円が行われており、その後の減資2000万円を行ないたいとのご質問です。

会社が何を意図して、「減資」を行なおうとしているのか不明ですが、額面額により減資を行なう限り、課税されることはありません。

なお、減資前と減資後とを比較し、株主の持株割合に変更があるときは、株主間において贈与等の問題が生じることとなり、贈与税を負担しなければならないこともあります。

従業員 A を他社 (S 社) に役務提供し、当社に対し S 社は役務提供の対価として「消費税抜き」での請求依頼がありました。なお、A は S 社の「海外作業」に従事しております。
この場合、国外取引として消費税がかからないものと考えて良いのでしょうか？

(回答)

請求の本体価格に消費税の上乗せは不要となり、S 社の依頼通りで構いません。A の役務提供場所が海外であり、国外取引となり、「輸出免税」だからです。

(説明)

上記の回答は、「役務提供が事業として行われている場合 (人材派遣業等)」を想定して回答しております。

仮に、役務提供が事業として行われていない場合は、消費税の課税対象にはなりません。「役務提供」が事業としてなされていない場合は、S 社からの役務提供の対価は給与負担金と考えられ、消費税のかからない取引となるからです。

(ご参考)

1) 消費税法基本通達の逐条解説の解説

たとえば、催し物の公演のように、その企画、立案等その開催のための一連の準備作業を国内で行ったとしても、役務提供契約に係る役務の提供が完了することとなる当該催し物の開催場所が国外である場合には、国外取引となる。」(消費税法基本通達逐条解説 5 - 7 - 15)

2) このような質問の生まれてくる背景について

役務提供契約の締結時における御社と S 社との間で、ツメが不足していたのではないのでしょうか？

契約書面上で、A の行う役務提供の場所が明記されていないのではないのでしょうか。

役務提供が国内取引に該当するかどうかは、行われた役務の提供の内容に応じた場所により判定することを原則としております (消費税法第 4 条 3 項 2 号) が、判定基準はやや複雑な面がありますので、少なくとも契約書面上は「役務提供の場所が海外である旨」を記載しておくことが望まれます。